# 公社債・投資信託・税制　解題

小林和子

## はじめに

『日本証券史資料』戦前編第一巻及び第二巻で証券関係元老院・帝国議会審議録を、第三巻及び第四巻で株式取引所の歴史を、第五巻で証券業者及びその団体を、第六巻で上場会社（一）を、第七巻で上場会社（二）・株式市場の歴史をまとめた。第八巻は公社債、投資信託、及び税制の三分野を一巻にまとめた。

本巻の中心は公社債関係の資料にある。何を資料と考え、また何を重要な資料と考えるかにより、ある分野に属する資料の量は大きく異なるが、公社債に関しては相当の量の資料の存在が予想された。当資料集戦後編の編纂開始時に識者のご意見を伺った際に、「国債に関してもぜひ資料を入れて欲しい」と要望があったが、国債に関して全面的に資料を収集、整理し、採録することは当資料集としては困難であった。量的に膨大なものになると同時に、すでに大蔵省の明治、大正、昭和に亘る財政史が基本的資料を収集しており、当資料集が付け加えられるものは限られるからである。当資料集編纂室で収集しえたのは主として証券界に残された資料類であり、日本銀行・日本興業銀行等の金融界が保有する資料類はすでに公刊されたものから僅かに見出したものに限られる。日本興業銀行による起債市場関係の定期刊行物、『全国公債社債明細表』『最近公債社債調』『昭和（大正）〇〇年の社債界（社債状況、起債界）』などは、膨大な規模で、当資料集の僅か一巻に採録することは不可能であるが、基本的な戦前期起債市場関係の資料である。金融界資料と付け合せた総合的な公社債関係資料総覧は将来の研究者に委ねたい。証券界に残された資料には、近年公刊された東京大学経済学図書館所蔵資料「山一証券株式会社」（極東書店発行、マイクロフィルム版＋ＤＶＤ版）が加わり、とりわけ公社債発行引受・募集関係書類を充実させることができたと思う。創業百年を迎えんとして自主廃業を選ばざるを得なかった証券会社の残した膨大な資料は、経営全般に渉り非常に興味深いものであるが、公社債引受・募集の分野で長い経験を積み重ねてきた会社であったために、その分野の資料には特に初見のものが多く存在する。経営を閉じた会社であればこそ公開され

たものであることを考えると、歴史のパラドクスを痛く感じさせられる資料でもある。

投資信託は戦前期にはいうならば不完全な新商品であり、さらには戦時金融統制のバイアスがかかって、残された資料が少ない。また証券界以外には資料が残されてもおらず、おそらくは当資料集の中でも最も資料の少ない分野であろう。そういう分野であれば、もっと早い時期に資料収集に着手すべきであったが、当資料集編纂室の力が足りず、平成二十一～二十二年にようやく収集したものをまとめたに止まった。最後の税制については、所得税などの関連部分だけでも全面的に把握するとなれば膨大なものになる。それはまた当資料室としては不可能であるため、戦前期の証券関係税制の特徴を示す資料を採録することに重点を置いた。

第八巻の構成は以下の通りである。大別した一の公社債には、一関係法令、二『本邦社債略史』、三『社債研究資料』他、四債券発行取引、五債券流通取引、六償還不能社債・社債浄化運動、七公社債業者の団体・有価証券引受業法関係書類、八戦時下の公社債市場、九外貨債、及び十上場債券銘柄一覧を入れた。二の投資信託には、一投資信託の誕生、二藤本有価証券投資組合、三戦時投資信託、及び四満州投資証券株式会社を入れた。三の税制には、一流通税、二直接税、三配当課税、及び四清算取引差益課税を入れた。

## 一　公社債

前述のように公社債関係の資料には膨大なものがある。本巻で採録したものはその一部に過ぎないのだが、最低限のところは戦前の公社債及びその市場を理解するに足る資料で構成することに努めた。株式及び株式市場とはまた異なった論理を内包する公社債及び公社債市場について、最初に関係法令（一）を置き、次いで公社債の歴史の中から『本邦社債略史』（二）を採り、制度研究文献として『社債研究資料』他（三）を採った。発行市場及び流通市場についてはその全貌を述べるような資料を見出すことはできず、債券発行取引として明治期・大正期・昭和期の順に発行・募集関係の書類（四）を採り、流通市場関係としては取引所国債取引に代表させて資料を集めた（五）。戦前期の公社債市場の一つの特徴として償還不能社債問題とこれにつながる社債浄化運動問題があり、これらは一つにまとめた（六）。また、株式業者とは別に存在した公社債業者の団体は準戦時体制の下で有価証券引受業法により証券業者全体の最上位に立つ証券引受会社協会を形成し、これが後の統制組織につながった（七）。自由市場が規制された後の戦時下の公社債市場にも独自の問題が生じ（八）、外貨債の存在も戦時下に特殊な処理を必要とした（九）。最後には上場債券銘柄一覧をまとめた（十）。

## 一　関係法令

戦前期証券関係の主な法令はすでに第一巻、第二巻にまとめてあり、商法及び金融関係・統制関係の法令も第六巻にまとめた。それら以外のもののうち、公社債関係の法令をここにまとめてある。内容は国債、地方債及び民間債に一応区分したが、民間債はすでに前述の巻に採録したものが多いため、実際には国債及び地方債が中心である。

**国債**　日本で明治期最初に発行された国債は英貨九分利付外国公債であるが、これについては国内の発行条例はない。詳細は『明治財政史』を参照されたい。最初の発行条例となったのは明治六年三月二十五日布告の「新旧公債証書発行条例」（資料一、明治八年改正）であり、同様の条例が続いた（二、三）。明治十一年七月には最初の「減債金条例」（四）が設けられた。明治十年代後半にいくつかの発行条例が続いて（八～一一）、証券発行の事務取扱方は日本銀行と定められ（一二）、明治十九年にこれまでの六分以上利付きの内国債償還整理のために整理公債条例で整理公債が募集されて、公債募集の基本形が形成された（一三）。明治二十七年八月一日の日清戦争宣戦布告に際しては八月十六日に軍事公債条例が出され（一五）、十月及び翌年三月に軍費支弁の為公債募集に関する件（一六）が出された。戦争という表現は用いられず、「清国及朝鮮国トノ交渉事件ニ関スル軍費」と法律には書かれた（一六）。

明治二十八年に出された通貨及証券模造取締法（一七）の対象は主として通貨であるが、証券には国債証券と地方債券が含まれ、その模造・販売者には重禁錮刑・罰金刑が課された。明治二十九年国債証券買入消却法（一八）は毎年度、券面金額での買入消却について定めた。明治二十八年日清講和条約調印で割譲を受けた台湾については三十年の台湾銀行法で中央銀行法制を定め、日本法として三十二年三月には台湾事業公債法が公布された。また、明治初期の英貨債以来敬遠してきた外貨債の発行再開が必要となり、明治三十二年四月国債を外国に於て募集する場合に関する件（二三）が出されて、外国貨幣による証書の金額記載他、償還年限は五五年以内、必要な手続きは命令で定める、などを定めた。国内での軍費の補充に関しては明治三十六年十二月財政上必要処分の件（勅令第二百九十一号、二五）で一時借入金または国庫債券発行を可能とし、翌三十七年二月国庫債券発行規程（大蔵省令第四号、二六）が整えられた。

明治三十七年二月十日に日露戦争の宣戦布告がなされた。三月三十日臨時事件費支弁ニ関スル件（法律第一号、二七）が公布され、これに基づいて五月二十三日第二回国庫債券発行規程（三〇）、同第三回（三一）が出された。翌三十八年九月の日露講和条約調印までの間に関係公債、国庫債券の発行が相次いだ（三二、三四、三七、四三、四四）。傍ら、臨時事件費支弁のために発行する国債証券の担保価格算定（最低発行価格とする、三五）、価格計算（同前、三六）、歳入金代納（三八、三九、四〇）なども整備された。明治三十九年

二月には事後処理として臨時事件費支弁に関する件（四八）、臨時事件公債規程（四九）が出されて、第四回・第五回国庫債券を応募払込の現金代用として認め、七年物国庫債券を三〇年物の公債に転化させた。その上で、同年三月に国債整理基金特別会計法（五〇）、四月に国債に関する法律（五一）、五月に国債規則（大正十一年改正、五七）が出されて、国債法令の基礎が固まった。飛んで昭和年間に昭和七年六月十八日赤字補填公債発行に関する法律が公布施行され、同時に昭和七年度以降国債償還資金の繰入一部停止に関する件（五八）、及び国債の価額計算に関する件（五九）が出されて、国債制度の準戦時体制化が整備された。昭和十八年には国債関係事務簡素化に関する件（六〇）が出されて、「公債ハ――当分ノ内之ヲ登録国債ト為サザルコトヲ得」とされた。

**地方債**　地方債に関する規定で採録したものはその性格から二つに分けられる。一つは前半部分を占める区町村制、市制・町村制、府県制、郡制、水利組合、沖縄県区制、北海道区制など、債券発行（債務の負担）主体の確定と発行認可制についてである。いま一つは明治三十年代半ばから見られる地方債の緊縮を促す監督庁からの要望・命令である。いずれも、当資料集で主要なものを網羅できたとはいえない。詳細は財政史等の官庁資料に委ねたい。

**民間債**　民間債の発行は基本的に商法に拠る。しかし当初は法文が準備不足であり、旧商法会社法が明治二十六年七月一日に施行されたとき、農商務省令で株式会社債券に関する細則（一）が出された。その後、特殊銀行の銀行債は各特殊銀行法で定められ（二、三、四、五）、また明治三十六年政府が日本勧業銀行に発行させた貯蓄債券は貯蓄債券法（六）を、大正十二年の復興貯蓄債券は復興貯蓄債券法（一四）を、根拠法とした。明治三十八年担保付社債信託法の担保を充実させるためには鉄道抵当法（七）、工場抵当法（八）、鉱業抵当法（九）が用意された。東洋拓殖株式会社のように特殊会社で特別の債券発行権限を持ったものは同会社法（一〇）で明確に規定された。昭和期には昭和六年三月に抵当証券法（一五）が公布され、土地、建物又は地上権を目的とする抵当権を有する者に抵当証券の交付申請の権利を認め、その裏書譲渡を認めた。最後に、準戦時体制下の社債・投資関係の審査会官制二つを挙げておく。昭和十三年五月の社債担保審査会官制（一六）と昭和十六年八月の投資及担保証券審査会官制（一七）で、株式質等に関する調査審議のために設けられた。活動の記録は入手できなかった。

## 二　『本邦社債略史』

民間の事業債、社債に関する資料は明治四十年代から『全国公債社債明細表』（当初は『全国社債明細表』）を継続して発行してきた日本興業銀行が最大部分を擁している。ある分野について歴史を書くことができるのはそうした蓄積を持つ組織が圧倒的に強い。戦前期の社債に関する研究調査は大正から昭和期にかけてそれなりに増えたが、いまだ歴史も短く、歴史叙述そのものは多くない。中では

やはり日本興業銀行関係者の叙述が格段に優れている。日々の社債発行・募集の実務、担保付社債発行時の担保評価業務及びその後の担保物件管理業務等の二十年以上に亘る蓄積を踏まえて書かれたのが、日本興業銀行調査部『本邦社債略史』昭和二年である。原本はB五版一一七頁、編集・発行者は日本興業銀行内高平隆雄で、非売品である。

昭和二年という時期は明治末から大正末までの、第一次世界大戦前後の飛躍期を包含し、社債発行が著増して「所謂社債時代を出現」するに至った時期である。日本興業銀行は半期刊の『全国公債社債明細表』、月刊の『最近公債社債調』及び単行本の『社債之十年』などを揃え、その蓄積の上で「本行ニ存スル資料ニ加ヘ我国社債ノ初期ニ関スル資料ヲ渉猟シ」て『本邦社債略史』を編成した。短時日に作られ、また初期の資料が甚だ乏しかったことが憂えられており、今後新たな資料が発見されれば漸次訂正して完成させたい、とされている。沿革概要は明治二十三年発布商法の第二百六条に基づく規定に遡り、本邦最初の社債である大阪鉄道社債の発行議決要項が掲げられた。明治期・大正期の社債の歴史は明治三十二年及び明治三十九年を節目として大きく三章に分けられた。明治三十二年は三月に改正商法（新商法）が公布されて六月に施行された年であり、明治三十八年は三月に担保付社債信託法が公布され、七月に施行された年である。新商法以前の社債は鉄道関係とそれ以外の事業会社に分類され、また三十九年以後は一般社債と担保付社債に分類された。担保付社債の担保の受託会社として日本興業銀行は最初に免許を受けているので、同社債の記述が多いのは当然でもあろう。最後に付表として大正十～十五年の社債事業別明細表があるが、大正十五年上下半期通計の事業種類は、鉄道及び軌道、海運及び造船、電灯及び電力、鉱業及び冶金、紡績及び織物、製糖及び醸造、製紙、セメント及び窯業、化学工業、製造工業、その他（拓殖・土地他）に及んだ。日本の社債発行の歴史をまとめた最初の文献として貴重なものである。

## 三　『社債研究資料』他

ここには『社債研究資料』第一集、第二集、『証券制度資料』第三集と、雑誌『インヴェストメント』関係資料を採録した。日本興業銀行資料の「所謂社債時代」の到来は、一面で早くも社債に関する歴史叙述を出現させたと同時に、他面では社債に関する研究を進展させ、また投資家の啓蒙運動、債券民衆化の運動を喚起した。

担保付社債信託法は昭和八年四月に抵当種類に漁業財団抵当及び自動車交通事業抵当を加え、またオープン・エンド・モーゲージ制度を採用する改正を公布し、五月に施行した。社債償還不能問題の整理過程で行われたこの改正を契機に、「信託と証券研究所」内に社債制度調査会が設けられた。会長は法政大学・拓殖大学講師の板橋菊松、主幹・投資部長（会の代表、後に常務理事）が田辺三郎である。『社債研究資料』第一集冒頭に掲げられた同会の規約によれば、

同会は社債制度の改善及び関連事項の調査研究を目的とし、随時懇話会を開催し（機関誌）『社債研究資料』を発行する、維持費は会員・賛助員が分担拠出するという性格のものであった。昭和八年六月発行の『社債研究資料』第一集（一）の執筆者は板橋菊松、来栖赳夫（興銀証券課次長）、法学博士佐々穆の三者で、同年六月二十五日の懇話会速記録になっている。内容は米国のオープン・エンド・モーゲージ、担保付社債信託法改正の解説及び有限責任会社論である。昭和九年二月発行の同第二集（二）は翌昭和九年一月二十五日付で、板橋のまとめた「社債整理記録」（上毛モスリン、星製薬、大正製糖、東洋モスリン、桜麦酒）である。懇話会記録ではないと思われる。『社債研究資料』はこれらの二集のみであるが、一年後の昭和十年五月に『証券制度資料』第三集（三）というものが、編纂者板橋菊松の名で、発行所は『社債研究資料』とは異なる住所で、しかし同じく「証券制度調査会」の名称で、発行された。内容は狭義の社債から公債・太政官札まで含まれている。第四集以降は見当たらない。当初規約の予定した懇話会形式による論述で機関誌を構成することが困難となり、「信託と証券研究所」から離れて板橋が『証券制度資料』と名を変えて第三集を作りはしたものの、維持し切れなかったというところであろうか。一、二、三集ともにそれぞれ内容は興味深いが、資料的価値は第二集が大きい。

もう少し長続きした雑誌として『インヴェストメント』がある。大正十四年一月発行の同誌第一巻第一号に、「債券協会設立趣旨」（四）の一文がある。国民を指導するための投資の啓蒙運動が必要であること、安全確実で、有利で、融通力があり、自由売買が可能なものとして債券に如くものはない。という時代の要求に促されて債券協会を設立し、債券の民衆化を標榜し、投資の啓蒙運動に従おうとして、まずは債券に関する事項を研究し、発行者を調査研究し、投資家の相談にも応じ、かつは発行会社・引受販売人共に商業道徳を重んじるように、と理想は高い。債券協会規約（五）によれば、この目的達成のために毎月一回雑誌『インヴェストメント』を発行し、またその他の刊行物を出版し、研究会・講演会等を行うものである。債券協会本部は大阪市、支部を東京市その他におくことあるべし（確認できず）とされ、費用は会費・刊行物収入で賄った。発刊の辞（六）のサブタイトルは「投資の啓蒙運動」であり、会長の法学博士小川郷太郎によれば、その必要性を「投機心の根絶」に置き、その結果として堅実なる債券投資に向うべきことを道筋としている。雑誌『インヴェストメント』を全文掲載することはできないので、大正十四年一月十日発行第一巻第一号から六月十日発行同第六号までの目次を掲載する（七）。内容は社債、国債を中心として広汎に及び、会長の小川の他に政財界・官界にも執筆者は広がっている。その後の同誌は八巻六号（昭和三年十二月）までの一部が国会図書館に所蔵されている。これらの債券研究・調査資料が心ある「同人」の集まりとして出発していることもまた注目される。

## 四　債券発行取引

債券の発行は公社債取引及び公社債市場の基本であり、市場を形成する基礎的な取引である。債券が発行されてこそ、債券の所有希望が対応し、発行取引及び流通取引が生じることになる。とりわけ、株式と異なって債券は、発行者と保有者が密着して発行取引を終えた後、満期保有したとすれば流通取引は生じない。発行取引が取引のすべてともなる。

主要な債券種類の最初の発行は以下のようになる。

国債　明治三年四月二十一日　九分利付外国公債
地方債　明治二十二年四月　長崎市債
社債　明治二十三年四月　大阪鉄道社債
銀行債　明治三十一年三月十六日　日本勧業銀行第一回割増金付勧業債券
組合債　大正十四年二月　産業組合中央金庫第一回産業債券

主な債券種類はほぼすべて明治時代に登場している。国債及び地方債については一でみたように根拠法規が発布されれば発行取引に直結する。社債は商法を基礎に、担保付社債信託法その他の関連法律を併用して、銀行債は各特別銀行法に基づき、その発行取引が行われた。その際、具体的な発行条件や引受・募集契約書があれば発行取引の実態は明確になる。契約書の雛形のようなものは時折研究書などに収められていたが数は少なく、結局この章の主体となったのは前掲『山一証券株式会社資料』の戦前期資料に含まれていた山一証券、小池証券が関与した引受・募集の契約書類であった。同資料には同じ発行主体のものが長年に亘って数多く保存されており、それはまたそれで興味深かったが、当資料集ではなるべく多くの発行主体の、また何らかの意味で代表的なケースになるようなものがあればそれを、採録することに努めた。山一資料の有する引受関係資料の全体像はやはり同資料自体に当たって、見ていただきたい。契約書類は明治・大正・昭和の三期に分けてまとめたが、当然ながら量的には圧倒的に昭和が多い。

**明治期**　山陽鉄道社債（一）と九州鉄道社債（二）の発行要項は共に初期社債の代表業種である鉄道であるが、形式はいまだ一定していない。後に山一証券が売買を取扱った日本政府発行の外貨公債の要項も参考のために採った（三、六、九）。明治三十六年の北越鉄道社債の発行規程（四）となると、社債の金額、債券、利息、元金償還、募集方法、社債払込の六項目に亘り、全三一条とかなりしっかりした形式を持った。同社債には表裏の券面雛形その他の関連書式も付いていた（五）。資料（七）は明治四十三年二月に発行された（五分利公債借換えのための）第一回四分利公債募集に際して「再下受人」としてシンジケートに加入した東京市の紅葉屋国債信託部神田雷蔵の弁で、「国家的大企図」「金利の標準は今後四分以内に落つるものと見るを至当とする」ので「応募者に取りて頗る有利」など

と述べられている。同年四月、小池合資会社（山一証券の前身）と合資会社左右田銀行は共同で江の島電気鉄道の社債を引受けた。その引受契約証書（八）によれば引受側の代表は小池合資であった。

**大正期**　明治三十三年創立の北海道拓殖銀行は三十八年九月に第一回拓殖債券を発行以来、回を重ね、大正元年十月には第一六回債券を発行した。A四用紙横書き一枚の募集要項（取扱店小池合資、福島商会、紅葉屋商会）が残っている（一）。募集要項の一つの定型であろう。大正七年富士製紙社債引受に当って小池銀行が引受けた社債について募集取扱いの曽野作太郎は「応募額の募集総額に満たざるときは――その不足分を引取る」旨を協定した。資料（四）から（八）は大正十二～十四年の各種社債募集要項と申込書、（九）（一〇）は日本政府発行外貨公債の要項である。「所謂社債時代」の傍証として、社債総額引受売出契約書ひな型（一一）、元利金支払手数料に関する覚書ひな型（一二）、引受会社間契約書ひな型（一三）及び引受会社と下引受会社との間の契約書ひな型（一四）を採った。

**昭和期**　昭和三年九月の白木屋第四回物上担保付社債募集要項（二）は安田信託株式会社を受託会社として発行され、日興証券を募集取り扱い者として、担保たる白木屋全景完成図を掲載したものである。昭和五年以降は、山一証券資料から多くの引受契約書類が見出された。朝鮮殖産銀行の債券のように無担保の銀行債は小池証券株式会社（昭和五年二月小池銀行を母体に設立）が一部を引受ける契約書（三、七）、東京市債のように格の高い公債は無担保であっても共同引受者は銀行で、小池証券は下引受をする契約書（四）であり、日本窒素肥料の無担保社債でも同様であった（六）。埼玉県公債等は証券会社も引受契約者であった（一〇、一二、一三、一四、一六、一七、二一）。なお県債等は個別の条例により償還年次表等を詳細に付けねばならないこととなっているが、膨大な量になるのですべて省略した。最大級の株式会社であり代表的鉄道会社である南満州鉄道社債はしばしば発行された起債市場の常連社債で無担保であるが、日本興業銀行以下一〇行前後の銀行が共同で引受募集に当たり、小池証券は下引受に入った（一一）。昭和七年当時の証券引受シンジケートを国債引受、東京市債元引受、同下引受、興業債券引受、満鉄社債元引受、同下引受、東拓社債元引受、同下引受、台湾電力社債引受、川崎造船社債引受、大日本製糖社債引受、大阪商船社債引受、日本郵船社債引受に一三分類したものがある（一二）。当時の代表的な債券引受の例であるが、引受、元引受、下引受の三用語が存在する点でも興味深い。

後の章に見るように昭和八年は社債制度においても起債慣行においても画期的な年となったが、前者に関しては担保付社債信託法が改正されオープン・エンド・モーゲージ制度が採用された（四月一日公布、五月二十日施行）。これを受けて早速に五月二十五日に三井信託は同制度を用いた社債の引受を決定した。磐城セメント第五回オープン・エンド・モーゲージ式社債以号がそれで、同年六月九日の三井信託と小池証券の下引受契約書が存在する（三〇）。資料

（三四）南満州鉄道株式会社第二新（増資）株式公募に関する契約書は債券に関する資料ではないが、戦前期日本においては株式の公募が少なく、その引受契約書はなかなか見ることができないので、参考のために採録した。資料（三五）は台湾電力社債に関するものであるが、関係銀行団と下引受団とのグループ間の契約書の典型的な例として採録した。資料（六六）の東京電灯社債は「下引受」ではなく「下請負」の語を用いた。資料（六八）は「本契約書」の前の「仮契約書」の例である。昭和十二年の資料（七五）第一三三回東洋拓殖債券については募集要項、引受募集会社代表の日本興業銀行による引受予約決定通知書、承諾書、募入決定通知書の一連の流れをすべて採録した。この形式がいつから始まったのかは定かではないが、興銀のリーダーシップの強化と準戦時体制下の諸事務作業の簡略化の中で定着していったものと思われる。

後述の六で見るように無担保社債禁止の潮流は当初は決して強くはなく、昭和十二年九月の第一四回台湾電力社債（無担保）の発行はその力関係を如実に示すものでもあった。台湾電力は昭和十四年四月になって第一回物上担保付り号社債（オープン・エンド・モーゲージ）を発行した（八一）。担保は工場財団で、受託会社は台湾銀行と日本興業銀行、共同募集請負者は他に四行が加わった。共同請負者の代表者台湾銀行が下請負者たる小池銀行と契約をした。この当時の社債発行の引受及び募集の取扱の実際（八六）によれば、昭和十四年には担保付社債信託法による発行の場合には引受会社中の幹事会社は「普通興銀が之に当っている」、他の銀行・信託がなる場合は「社債を発行するに至る資金関係の緊密なものが当る」とされている。昭和十三年商法改正による社債募集の委託会社の明確化と限定（銀行・信託に限る）規定は昭和十五年一月一日に施行された。同年五月の東武鉄道第一回物上担保付社債下引受契約書（九一）によれば、三井信託以下三信託と日本興業銀行以下八銀行（以下甲と総称）が共同して募集の委託を受け、甲からその一部の募集の再委託を受けた小池証券は応募額が総額に達せざる場合には不足額を下引受する契約を三井信託との間に結んだ。商法規定から引受証券会社を救済するための有価証券引受業法による免許会社への例外規定が、ここで「募集の再委託」として活かされたのである。しかし、「下引受」であることには変わりがなく、必ずしも再委託（更に委託すること）の文言が記載されず、下引受とされたようである（九二、九五）。昭和十六年七月の住友金属工業第一回は号物上担保付社債募集要項（九六）となると、一枚のペラ紙に発行額から共同受託会社、募集の委託を受けたる会社、下引受者（日本勧業証券を除く証券引受会社七社）、下引受料、募集取扱手数料までが簡略にまとめられた。以後はこのような募集要項が多く見受けられた（九七、九九、一〇〇、一〇一など）。

資料（一〇二）は担保付社債の担保の変更に関する社債権者集会の代表者会議議事録で、こうした資料は一つしか目にしなかったので、参考のために採録した。代表者（小池証券、第一生命保険、帝

国生命保険）はいずれも社債所有証明書を持参し、受託会社（三井信託）と委託会社（大東紡織）からの説明を受け、特に質疑なく、了承し、代表者会決定書を作成した。山一証券資料に存在するのは昭和十七年七月までの起債関係資料である。資料（一〇五）は京都電灯社債の旧券（第十五回）を新券（第一回ろ号）に引き換える事務の取扱要項である。新券は受託会社と総額引受会社が共に第一銀行一社で、発行された後は同年四月一日設立すべき関西配電株式会社へ承継される予定のもので、すなわち戦時事業再編が喚起した社債引換である。末尾にまとめられた旧券の大口所有者調べ（昭和十六年八月）によれば、二八の大口所有者はすべて法人で、貯蓄銀行七、信託会社五、銀行九、生命保険四、信用組合一、損害保険一、病院一で構成された。資料（一〇八）は戦後経済の代表的な成長会社であるトヨタ自動車工業の第一回物上担保付は号社債下引受契約書である。山一証券も戦前起債界の雄であるが、総じて山一証券資料に保存されているのは引受専業できた小池証券関係のものが多いように思われる。

## 五　債券流通取引

債券流通取引についてその全貌を把握することは困難である。株式取引所内部の債券取引、それも主としては国債取引について若干を知りうるのみで、場外の、国債以外の債券の取引について残されている資料は僅かである。ここでは、当資料編纂室で収集しえた限りの資料の中から、国債入札売買、国債長期清算取引、その他取引及び国債取引員の団体等に分けて整理したが、これらが流通取引全体を包含するものとはいえない。資料集としては極めて不十分であることを予めお断りしておく。

**国債入札売買**　国債取引は、明治十一年六月東京株式取引所営業開始時の最初の上場銘柄である三種の公債の定期取引（三限月制）で開始された。翌年四月、株式と共に公債でも直取引（現品取引）が開始された。しかし当初の活況を除いて長く停滞状況が続き、日露戦争期を境にその後は直取引が盛んになった。定期取引は明治三十九年十一月勅令で国債に限り限月によらなくともよいことになり、四十年一月以降は三ヶ月三限制を一ヶ月二限制（十日、二十五日）に改め、四十四年八月には週間取引（毎火曜日限の三週間三限制）が実施されたが、取引は休止状態となった。直取引の競売買は社債で明治四十四年六月、国債・地方債で大正三年十月以降禁止された。明治四十年二月実施の大阪株式取引所国債証券定期取引規定（一）は毎月十日限・二十五日限の二期制を採った。同直取引規程（二）は毎日一回の競売買であった。

ほとんど崩壊状態の市場に活を入れるため、それまで株式市場の中にあった国債市場を大正九年九月二十日分離独立させ、国債・地方債・社債・外国債等が取引されることになった。同年二月に新設された国債仲買人制度にも有力銀行家の参加を認めた。ところが、大正十二年九月一日、関東大震災のために東京株式取引所は市場及

び事務所を焼失、立会い不能に陥った。十月十六日に日本興業銀行は国債取引員組合に国債担保金融三百万円を実施し、同日、国債市場を日本興業銀行内の仮市場で再開した。その直前の東京株式取引所取引員組合国債委員会の議事録（三）では一千万円の融資を受けることを考えていたが、日本銀行は「取引員ハ国債売買ノ仲介ヲ業トスルモノニシテ証券ヲ永ク手持スルモノニアラサルヘク取引員自身ノ思惑ノタメ金融ヲナシ為メニ国債ノ時価ヲ釣上クル如キ」は望まず、として通らなかった（四）。国債売買再開の一ヶ月後には「国債ノ入札売買ヲ可成早ク復活スルコト」の記事があり（五）、十二月には国債入札売買細則が決定された（六）。この細則の末尾には「大正九年十二月十日東京株式取引所」とあるので、大正九年の国債市場分設後の申合せが大正十二年に正式に決定されたものかもしれない。大阪株式取引所の国債取引入札売買規定（八）はほぼ同一内容である。

**国債長期清算取引**　国債市場分設当時の取引は現物取引（直取引・延取引）のみであった。しかし、大正十一年四月の取引所法改正ですべてに共通の取引方法として実物取引と清算取引という二大区分が導入され、同年九月いち早く株式の短期清算取引を開始した大阪株式取引所には遅れたが、大正十三年六月三日に東京株式取引所でも同取引を開始した。その一ヶ月後の七月には東京株式取引所の国債委員会で公債の短期取引開始の研究を進めるとされた（一）。しかし、実際に考えられたのは「短期」ではなく「長期」の方向であった。大阪野村銀行（野村証券の母体）の用箋による「国債長期清算取引開始について」（二）によれば、提唱の動機は取引所国債取引の相対的低迷にあり、国債の全取引の四分の三は「場外の不完全な相対取引」に委ねられている実情は、国債市場開設の意義を失わせ、市場関係者の権威をも失墜する。市場振興の方法は結局現行の実物取引の他に長期清算取引を開始して大量取引消化の便宜を与えることにあろう、とするものであった。大正十四年に入り、三月には国債長期清算取引開始に向けて具体案を研究する国債清算取引研究会が東株国債委員会の中に設けられ（三）、取引所の賠償責任の可否等多くが議論された（四～九、一一）。四月の時点で『山叶商会週報』（一〇）は、従来は国債取引が投機思惑に悪用されることを憂えて反対していた大蔵省が多少考えを改めたため、今回は大いに有望視されるに至った、と述べている。大正九年の国債（実物）市場開設時に尽力した日本銀行は「国債清算市場開設運動に就て」（一二）で、取引員による研究会の決定した要項が取引所を通して非公式に商工省に提出され審議中の段階で、当業者の真意の最たるものは取引所に付帯事業として立替仮渡をさせる制度により国債その他債券類による資金調達を現在よりも自由且つ低率で得るところにあるとした。同研究会決定の五月段階の「国債長期清算取引要綱」は日本銀行資料に含まれている。六月初めの要綱は国債取引組合員臨時総会で決定され（一三）、上場銘柄は九月から十月に決定された（一五～一七）。また、取引開始に当たっては、組合規約第四十八条による

委員会の指定すべき銀行を定める必要があり、十月十四日に「指定銀行選定内規」が国債委員会で申し合わせられ、二十六日には日本銀行等最初の五十七行が指定された。

国債長期取引は大正十四年十一月十八日に開始された。直前の要綱（二一）と実施された要綱（二二）を見ると、具体的な実施要綱は最後まで時間をかけて詰められた様子が伺われよう。実施後は大蔵省が注意してみていたようで、減債基金の利用や格付問題（二三、二五）が取り上げられている。

**債券一般**　流通取引関係資料の大半は国債に関するものであるが、地方債、社債その他の債券を含む債券一般、あるいは国債を除いたその他債券についての資料をここにまとめた。内容的には質量共に不十分であるといわざるを得ない。「業務規程第七十五条修正私案」（一）は東京株式取引所国債専業取引員大島三橘氏（藤本ビルブローカー銀行）によるもので、受渡債券が受渡以前に元金償還に当選していた場合などに付いての提案である。資料（三）もこれに類似する。「銀行の証券運用預り約款」（二）は大正十年代のものであるが、他に類を見ない資料である。昭和四年五月「国債市価対策の意見書具申」（七）は金融界では類似性格の資料が多いと思われるが、東京株式取引所国債取引員組合から大蔵大臣宛という点に特色がある。昭和八年十一月には三分半利公債の発行価格割れに対し、公債市価の維持と取引所の監督権の大蔵省との共管化がやはり証券会社から提案された（一二）。おそらく同じころに、株式市場とは独立した会員制の、大蔵省監督の国債取引所の特設案と反駁をまとめた資料もある（一三）。あくまで自由市場たる株式市場と、財政・金融の一環として規定されるようになった国債取引との差異が認識されるようになったためであろう。

昭和十年の「国債市場発展の跡を顧みて」（日本興業銀行）（一八）は東京株式取引所創立当初に遡って国債市場の歴史を跡付けたもので、短いがよくまとまっている。債券取引の大きな部分を占めた場外取引については実態はよく分からない。昭和十五年ごろの「勧業債券交換会の実際」（一九）は、大量取引に相応しく金融財政と密接な関連を持つ国債取引の対極にあるとも言うべき勧業債券の店頭取引についてまとめられたものである。第一回割増金付勧業債券は明治三十一年三月に募集され、しばらくして保有者が勧業銀行にその債券を預け始めた。やがて保有者の中から売買希望が出始め、しかし銀行条例は債券の仲介を禁じていた（銀行業務として明示されたのは証券の割引、為替事業、諸預り、貸付）ため、明治三十八年四月に設立されて月報類の発行を営んだ日本勧業銀行月報社（大正三年勧業債券月報社、大正十一年日本勧業証券）が、乞われて四十一年から取引仲介を、四十三年からは自己売買を手がけるようになった。少額債券の売買を扱う債券店は多かったが、信用できる店は少なく、同社に債券屋が集まったのが嚆矢で、やがて日本勧業証券に集合した業者間の債券売買＝交換会が形成されていった。この資料には、関東、関西、九州の三つの勧業債券現物団を代表させて関東

債券現物団の規約が掲載されている。資料（二〇）はこの交換会を解散して証券取引所に新たに債券市場を設け、事実上交換会をここに吸収させることを提案している。既存の取引所内国債市場では交換会銘柄の実物取引をせず、一応の棲み分けが図られている案である。

**国債取引員の団体等**　株式取引員及び一般的な業者団体については当資料集第五巻でまとめたが、国債取引員についてはここにまとめた。資料（一）は東京株式取引所国債取引員組合規約であり、資料（四）は大阪株式仲買人組合規約である（大正十一年に取引員と名称変更）。取引員と取引員の間をつなぐ才取人については、株式について昭和八年一月二十六日に組合規約ができ、次いで六月一日に国債についても実物取引才取人制度が確立された（六）。

## 六　償還不能社債・社債浄化運動

大正十年代の「所謂社債時代」の正の側面は言うまでもなく社債発行の急拡大と起債市場の量的発展にあったが、この裏には償還不能社債が大量に発生するという負の側面があった。発展の端緒に着いたばかりの日本の起債市場にとっては初めての危機的事態でもあった。政府や銀行界からの対応が社債浄化運動の形で明確になるのは昭和八年のことである。この章は償還不能社債と社債浄化運動の問題を取り上げる。

**償還不能社債**　すでに三の『社債研究資料』第二集で償還不能社債が五例取り上げられているが、ここでは対象会社例としては重複するものも含めて、編纂室で収集しえた資料をすべて採録した。第一の例は大阪アルカリ株式会社である。大正十三年の同社第八回社債の債務履行請求訴訟の上告審における大審院第一民事部判決（一）は据置期間満了後も一回も抽選償還を履行しなかった発行会社に対して社債権者が騒ぎ出して整理に向ったものである。もっともこの判決は、一、発行会社が抽選をしなかったことは義務不履行で責任がある、二、しかしそのために当該社債の償還期限が到来したものとはいえない、三、法定の償還期限内の部分的償還には発行会社に抽選の履行を請求する以外に方法はない、としたもので、社債権者に味方しなかった。同社第六回社債は大正十三年十二月渡し以後の利札を支払い停止、第七回社債は期日に全額現金償還したが、第八回社債が同様に利札を支払い停止、第九回社債は償還期に支払い不能となったため、社債権者集会を開き、整理に入った。整理過程は大正十五年まとめと思われる資料（二）に詳しい。第二の例は上毛モスリン株式会社である。同社は昭和二年に第二回社債権者集会を開き受託会社たる日本興業銀行が和解をまとめ、社債権者は額面百円に付き元利金二円の割合で返却を受けた。第三の例は後藤毛織株式会社である。資料（四）は同社の第一回～第四回物上担保付社債の未償還額整理のために、昭和二年金融恐慌で破綻した受託会社の神田銀行の承継受託会社として、担保付社債信託法の規定により大蔵省が告示で日本興業銀行を選任したものである。この種の命令で

は初めてのものであった。第四の例は富士身延鉄道株式会社である。同社は比較的資料が多く、物上担保付社債信託証書（七）、不払い問題の経緯（八）、社債権者集会順序（九）、これをめぐる論点（一〇）などがある。第五の例は塩水港精糖株式会社（一二）、第六は箱根土地株式会社（一三）、第七は琴平参宮鉄道株式会社（一四、一五）、第八は川崎造船所（一六、一七、一八）である。第九例の大正製糖株式会社には四五ページに及ぶ「社債整理顛末」（昭和七年、一九）の記録があり、同社の創立前後から、社債発行事情と内容の悪化、破綻に至る経路、社債権者の立場、破綻後の状況、社債権者の為の新社設立に至る事情が詳細に記されている。この記録は、引受会社たる山一証券が保存した資料の中に含まれていた。第十の例は東京運河土地株式会社（二〇、二一）である。他に、受託会社の信託違反行為（二二）、赤字会社の社債借換え（二三）などの論点もあった。こうした論点は当時の経済雑誌等に多くみられたものの一部であろう。

**社債浄化運動**　この運動そのものについては日本興業銀行の社史及び竹内半寿『我国公社債制度の沿革』が概略を叙述している。ここでは、前掲の償還不能社債問題が重みを増す過程で、徐々に何らかの対策が必要だという認識が高まってきたことをまとめておきたい。資料（一）は大正十一年当時、「真面目に社債を取扱う考えのない」「小額の下受けをなし、その下受け手数料を応募者に割戻し、競争関係の下受け者に無手数料を」強制するような取扱店の淘汰を日本興業銀行が行ったと報じられた。他のシンジケート銀行と相談して、とあるので、社債募集に関して銀行側からの下受け証券選別が開始されたものであろう。昭和二年には東京手形交換所新年宴会で日本銀行総裁が社債発行について「極端な競争の結果、担保付になるべき筈のものが」ならずに発行される、「あやふやなものをこしらえて世間に出さないように」銀行、信託、証券に希望した（二）。昭和五年ともなると、社債の担保付化と減債基金制に関する新聞論調は増えた（三～六）。証券業者の社債元引受に対する疑念も見られる（七）。そしてついに昭和八年五月五日の五日会で無担保社債不発行を申し合わせた銀行・保険・信託会社は、翌六日に日本興業銀行総裁が代表して「万全を期するため」証券業者の協力を待つ必要ありと、山一、野村、小池、日興、共同、藤本等の各証券業者を興銀に招き、「満鉄、東拓社債及び銀行債券を除き今後は一流会社の社債をもすべて財団抵当、減債基金を付することとした」ので、証券業者も無謀な競争を避けて同様にして欲しい旨を告げた。さらに、金融面でも無担保社債には差別待遇を言明した。証券業者側は大体の趣旨には賛成したが、銀行、信託、保険会社の側に置いても社債発行に当たって以下の点に留意して欲しいと注文した。担保付社債でも問題はあるので第一に考慮すべきは償還方法であること、償還・利払い不能に際し、引受業者は法的責任がないと逃避的だが道徳的責任から社債権者の利益を擁護して欲しい、社債発行会社の経営に対しては、受託会社も引受業者も厳重に監督し、最後まで金融

的に援助して欲しい、との三点である。ここで「引受業者」といわれているのが金融機関なのか証券業者を含むのかははっきりしないが、反駁の論点は明確に理解しうる。別途、証券業者の反応については新聞が取り上げており（九）、無担保社債排斥の申し合わせは具体的に、銀行が担保付社債を抵当とする貸付を優遇し無担保社債はなるべく貸付担保に受取らないこと、信託・保険会社も有担保社債になるべく優先的に投資し、無担保社債の買入れを見合わせること、と報じた。証券業者の反応も『銀行通信録』とはやや異なり、「社債の引受諸銀行が従来余りに無責任であった」「担保付制よりも発行会社の調査と減債基金制の確立並びに利払い保証の実行」を求め、興銀総裁はこれを諒としたという。「無担保で押し通す一流会社」と発行会社側の問題を重視した例もあった（一〇）。その後は、昭和九年九月の島原鉄道第一回社債発行では受託資格のある銀行・信託等（この場合は日本興業銀行）と受託資格のない証券会社（同山一証券）とが提携して担保付社債の発行に当たるという新例を開いた、とされた（一一）。しかし、昭和十一年には台湾電力社債の無担保発行に反対して日本興業銀行は引受シ団を脱退し、同行は社債浄化運動推進の決意を新たにした（一三、一四）。新聞報道では大蔵省自身が社債浄化に乗り出し、担保付の原則、手数料の引下げ、資力に応じての（銀行の）引受という三つの原則を示した（一五）。昭和十一年には信託協会が担保の種類に株式質を認めることを要望し（一六）、興銀もこれを支持した（一七）。株式質は昭和十三年に法に入れられた。準戦時体制に入り、沈滞する起債市場を憂えて昭和十二年、金融評議会（十一年十一月大蔵省に設置決定、十二月第一回会合）は無担保社債を排撃したが（一八）、なお社債発行会社は無担保を選択していたようである（一九）。

## 七　公社債業者の団体・有価証券引受業法関係書類

株式業者の団体については当資料集戦前編第五巻「証券業者及びその団体」にまとめたが、公社債業者の団体については本巻にまとめた。株式業者のうち場外取引を行う業者については昭和十三年の有価証券業取締法が統制に向けて大きな役割を果したが、公社債業者については大規模業者に寡占的な権能を認めた昭和十三年の有価証券引受業法が方向性は異なるがやはり大きな役割を果した。本節では公社債業者の団体を判明する限りで遡って把握し、昭和十三年の引受業法により提出を義務付けられた書類をこれに加えた。統制とは一面では書類業務の創出・増大を意味したのである。

**全国証券業者大会**　名称は「全国証券業者大会」であるが、資料（一）「山叶商会週報」（大正十五年）によれば「証券業者とは公社債の募集取扱及びこれが売買取引に従事する当業者にして、狭義の有価証券業者を意味するのであるが」「事実に於てこの団体は国債取引員を中心とする一般債券業者を包容する全国的連盟といふべきもの」であった。大正十五年四月が第三回大会（一）、昭和三年四月が

第五回大会であった（二）。第一回は大正十三年の東西証券業者大会（当資料集戦後編第四巻に写真掲載）であり、第六回以後は開催が確認できなかった。すなわち、大正十三年から昭和三年の五年間は確実に存在した組織であるが、僅かな資料しかない。当時、証券業者とは公社債当業者であるとの自己認識があったことに注目したい。株式の当業者は取引所の取引員（大正十一年までは仲買人の呼称）であり、証券業者とは称していなかった。また、取引所外の株式業者を総称する呼称はいまだ形成されておらず、漠然と有価証券業者といわれることもあったが、公社債当業者が「狭義の有価証券業者を意味する」と認識したのはこれを意識してのことであろう。広義では株式当業者を含むが、狭義では公社債当業者を意味すると自己規定したのである。国債取引員を中心とし、一般債券業者を包含する点では、株式が取引員のみで大きな団体を形成し、株式取引所と表裏一体となって大圧力団体ともなっていたのとは趣が異なる。「所謂社債時代」の内実は国債も特殊債券も含めた「債券時代」であり、この組織の成立背景もそこにあった。取引所の内部で国債市場が独立し、国債取引員の機能が確立されたことが直接の背景でもあったろう。もっとも、その大会における議案・要望事項は証券当業者にとっては重要なものであったが、非常に専門的・技術的な側面が強く、一般社会や債券投資家に容易に理解されるとは思えない問題が多かった。

**全国公社債協会**　昭和十年五月に商工大臣宛の全国公社債協会創立祝賀会の案内状がある（一）。創立委員長は公森太郎（大蔵省退官後興銀理事）で、同協会は同月十八日に創立された（二）。規約（三）によれば、構成員は「本邦内に於て公社債証券の売買又は仲介の業務を営む者」であり、目的は「証券取引の発達を図り会員相互の親交を敦ふし同業者の福祉を増進する」にあった。会務を執行する幹事は「東京並大阪株式取引所国債取引員組合の委員に委嘱」された。この規約と同文の規約案（後半を欠く）もあり（昭和九年五月十三日付、大阪で検討）、前年から準備された模様である。全国公社債協会の昭和十一年総会は東京株式取引所取引員組合で開催され、税制改革案の修正などを要望した（四）。同協会の活動記録は僅かであるが、東京株式取引所が存続していた昭和十七年当時までは取引員組合記録の一部に見出すことができる。おそらく同取引所及び国債取引員組合の解散と共に消滅したのであろう。

**証券引受会社協会**　昭和十三年商法、及び同法施行法改正により、社債の募集の受託会社が商法上で制度化され、その承継会社が銀行・信託に限定されたため、従来引受業務の一部として募集の受託業務に関わってきた証券業者を救済するために急遽設けられたのが昭和十三年有価証券引受業法である。この業法による免許、認可、許可の必要がある事項は数多く、その申請書類等が山一証券資料の内部にまとまって残存していたのは幸いであった。資料（一）は免許申請書であり、定款以下の添付書類が全部揃っているわけではないが、公社債業務を前面に出した事業目論見書など興味深いものが

ある。同業法の監督者は、取引所法とは異なり、商工省ではなく大蔵省であり、大蔵省銀行局による営業免許が十月八日に発せられた。有価証券引受業関係の認可書は一覧があり（一二）、多くは支店位置変更・支店設置の認可であるが、一部に新業務の認可もあった（一五）。同業法は債券の引受業法であるから株式関係は営業免許以外に同業法第四条但書の規定により別途業務認可が必要であった。資料（三）は「株式の引受及募集取扱」に係る業務許可で、同業務は取引所法でも有価証券引受業法でも有価証券業取締法でも明示的な業務許可が必要とされなかったが、証券引受会社の自発的申請により有価証券引受業法により兼営業務扱いで許可が与えられたことになる。証券引受会社以外で同業務を行っていた場合には許可は必要なかった。

引受業法で免許を受けた証券引受会社を会員として創立されたのが社団法人証券引受会社協会である（五）。目的は「一、公債、社債の引受及募集の取扱に関する業務の進歩発達を図り公共的金融機関として其の使命を達成する為必要なる諸般の施設を為すこと、二、公債、社債の円滑なる流通及其の普及に資する為め必要なる研究施設を為すこと、三、相互の親交等」であり、従来の団体と比べて「公共的金融機関として使命を達成する」ことが強調された。取引所取引員及び同組合とは関係がなく、組織として独自の社団法人を形成した。その設立趣意書によれば（六）、財政の膨張と産業の発達に伴い公債社債の発行額が顕著に増加し、「証券引受業務の公共的使命と引受業者の社会的地歩」が益々重要になり、昭和十二年七月盧溝橋事件勃発により一層起債界は多忙となった折から、有価証券引受業法の昭和十三年七月施行を受けて以下の八社が免許を受け、協会を設立した。設立者の代表は小池証券であった。

設立者　日本勧業証券株式会社
日興証券株式会社
株式会社川島屋商店
野村証券株式会社
山一証券株式会社
藤本ビルブローカー証券株式会社
小池証券株式会社
共同証券株式会社

免許の基準は資本金額二百万円以上の株式会社であり、証券業者の中では最上位のグループである大株式会社に限られた。十一月十一日に設立者集会が開かれ（八）、法人許可を得た十二月十四日に設立されて、活動を開始した（九）。入手できた事業報告書は初年度の昭和十三年度（一〇）のみで、事業概要には会員会社の日銀引受国債取扱い、地方債引受条件基準協定、会員会社の資金自治調整、公社債年鑑・株式年鑑の作成などが挙げられた。大蔵省の監督下に格段に煩瑣になった書類業務についても、順序の確認や協議が見られた（一一～一三）。昭和十五年四月、第二回の定時総会席上では日銀総裁が国債の売捌きと社債引受・募集に会員が貢献したことを述べ

た（一四）。業務報告書類は以後さらに煩雑になったようであるが、廃止される場合もあった（一六～二〇、二二、二四）。昭和十六年五月の大蔵省銀行局による証券引受会社協会会員の沿革調査（二一）に対しては十日も経たずに回答が出された（二三）。

**証券引受会社統制会**　昭和十七年五月、金融機関統制の進展と共に、有価証券引受業の業態別統制会として「証券引受会社統制会」が設立された。この統制会の定款・統制規程・役員氏名は当資料集戦前編第五巻三（金融統制下の証券業者）に採録済みである。同年七月の「引受業付帯業務に就て（覚）」（二）は本業たる引受及び募集の取扱い、株式の売買、同媒介及びその仲介等の業務と、付帯業務たる事業資金の仲介、手形貸付又はその仲介等の金融業務及びその他を区分し、顕著に大きくならない限りは現状のままでよいという銀行局の了解を得たものである。大蔵省及び日本銀行、さらに引受会社統制会への提出書類（三～五）、公社債及び株式の経費調査もあり（六～八）、主要三社が提出書類に関して打ち合わせた例も見られる（九）。同統制会の事業報告書は初年度の昭和十七年度分のみ見出せた（一〇）。事業概要は、統制規程の設定、業法関係提出書類審査の統制会への委任、社債の販売統制、各種委員会の設置、公社債の消化及び国民貯蓄組合の強化拡充、投資信託業務の兼営、公社債相場表の発行、年鑑発行の八点に亘った。昭和十九年には全国金融統制会からの連絡も増え（一二～一五）、「統制の下請け」化が明確になるが、昭和二十年ともなるとさすがにその簡素化も図られたようである（一六）。

## 八　戦時下の公社債市場

ここでは前節の系列に直接には入らない戦時下の市場の実体についてまとめておく。株式と同じ面もあるが、自由市場性を失えば証券性をも失いかねない株式とは異なり、統制市場の下でも金融の一環として強制的割当が活躍する債券にはまた別の面があった。とはいえ、販売関係の資料は大方は保存資料とは考えられず廃棄される運命にあり、資料面では大いに制約があった。また編纂者には販売関係の資料を取捨選択する目もなく、結局は編纂室所蔵資料の中から一部を選んで採録したに止まることをご理解いただきたい。

**市場統制の進展**　市場統制の大きな背景は準戦時体制下の公債発行増大から始まる。財政の改善については様々な意見があったがここでは日本経済連盟の意見を一つ採るにとどめた（一）。当局者の意見もごく一部である（二～六）。これらは大蔵省の『昭和財政史』、日本銀行の『日本金融史』に詳しい。地方債発行については昭和十一年十月に日本興業銀行及び八信託が参加した地方債の引受シ団が結成された（七）。従来の信託会社による地方債引受組合と証券業者の引受団体たる六三会（ほとんど資料が無い）との摩擦の解決のために興銀が参加し、引受組合の引き受けた地方債を証券業者に下引受させて、無手数料引受けや下引受料なしを止めることになり、証券業者にも結局は有利であると考えられた。もっとも地方債の発

行そのものは抑制方針が採られた（八）。昭和十二年、小額公債の郵便局売出しは好調だった（九）。

昭和十一～十二年に市場は閉鎖状態になり、十三年一月の再開後、起債調整が開始された。大蔵省、日本銀行及び興銀の協議で起債談はすべて事前に日銀に申請させ、当分一流債一本の起債とする事前調整が定められたのである。同年十月には日銀により社債見返りスタンプ手形の制度が創設され、一部時局緊要社債を担保にした手形の再割引を優遇した（一一）。市中金融の拡大のために昭和十五年には日銀は公債買い操作を積極化し（一三）、半面で国債市価安定策としての「国債金融金庫」設立試案なども考えられた。昭和十五年にはさらに積極的・根本的な起債市場対策が必要になり、興業債券の地方銀行による特別引受けを先駆けとして、十月には政府が起債計画を作成した（一五）。同年第4四半期の公社債発行予定額を決め、政府資金の動員（約四十％）、シンジケート親引け（二十二％）及び公募（約三十八％）に割り振るものである（一六、一九）。同年十二月、大蔵省、企画院、日銀、興銀の四社で起債計画協議会が設置され、四半期ごとの発行額の査定と消化三分主義が確立された。資料（一七、一八）は本来ならば当資料集第五巻に入るべきものであるが、本巻作成中に見つかったものなので、便宜上ここに採録した。

昭和十七年に全国金融協議会が創設されると起債計画協議会の一員として大きな指導統制の権限を発揮した（二〇）。起債協議は昭和二十年半ば、すなわち終戦直前まで行われた（四三）。

**債券販売の強化**　有価証券引受業法施行細則（昭和十三年六月二十九日大蔵省令第三十八号）第十六条は「証券引受会社が営業案内、其の取扱に係る有価証券の募集趣意書若は目論見書の他業務に関し勧誘又は広告の目的を以て印刷物を調整したるときは遅滞なく各其の一部を大蔵大臣に提出すべし」とし、従来は用が終れば当然に廃棄されてきたこれらの営業・販売関係の印刷物の監督庁への提出を義務付けた。これらは大蔵省内部にも一定期間保存されたであろうが、資料の性格から長期保存はありえなかった。しかし証券引受会社の側ではそれなりに長期保存をしていたようで、山一証券資料の中には相当の関係資料が見出される。一ヶ月に何件もあるこうした資料の中から昭和十四年三月中のものを採録したのが資料（一）である。定期刊行物五点、臨時刊行物十点である。十五年から十九年に亘り、何点か具体的な内容を掲載したのが資料（二）から（一四）である。「公社債勧誘状」のタイトルで、文章部分は株式発行会社の紹介、銘柄紹介は国債・社債と株式が並ぶ、山一証券通信販売課の資料はその典型例であろう（二）。タイトルも「確実有利な投資の御奨め」「資産ふやして国策貢献――証券投資のお奨め」「国策投資のお奨め」「二百三十億貯蓄は公社債を購入して免税の特典をご活用ください」「決戦下の貯蓄に政府保証戦時金融債券のお奨め」など時々刻々の状況変化がうかがわれるものになった。

**戦時債券取扱い**　政府は昭和六年九月の満州事変についてはあく

まで「事変」で戦争行為ではないという立場をとったが、昭和十二年七月の盧溝橋事件勃発後は、二ヶ月後の九月に臨時軍事費特別会計法を公布施行した。以後に発行された国債、少額債券等は事変債券、戦時債券と称されることが多い。一部の戦時債券の公的な販売促進資料の例として、昭和十二年の郵便局売出し国債（一）及び昭和十五年の報国債券（二）のパンフレットを採った。昭和十五年下期以後は貯蓄・報国債券、事変債券、福券、勝札などの証券業者による取扱いが問題になった（三～一九）。初回抽選までは売出し価格未満で売らないこと、売出し中は一切買い取らないこと、低価売買の防止、売買の際の価格指定など、証券業者の苦労も多かったようである。戦時債券という総称は昭和十七年初めには確認される。昭和十六年十二月八日、日本が米英に対して宣戦布告をして太平洋戦争（当時の呼称は大東亜戦争）が始まったことで、もはや局地的な「事変」の拡大ではない「戦時」となったことの追認ともいえる。

**戦時喪失債券**　戦時協力のために保有された貯蓄債券又は報国債券の発行者（日本勧業銀行）は、戦時災害により喪失したこれらの証券に対して新証券の交付その他の措置を取るべきことが、昭和十九年二月十五日の臨時資金調整法改正追加で定められた（一）。同日公布された戦時喪失無記名国債証券臨時措置法（二）は戦時災害により喪失した無記名国債証券に対して法により新証券の交付その他の措置を為す（第一条）もので、喪失の査定は戦時喪失国債証券審査会が行い（第二条）、また戦時災害以外の戦時中の災害で勅令を以て定めるものにより喪失した無記名国債証券にも準用された（第十一条）。国債は登録債が多いが、いまだ本券が発行されていたものも多かったのであろう。関連官制、規則等も揃えられた（三～六）。同審査会に対しては大蔵大臣諮問第一号、第二号があり（七、八）、また運営方針に対する大蔵大臣の指示などもあり、国債に関することだけにそれなりに気が配られたようである。諮問に対する答申は昭和十九年十月に行われた（一二）。

## 九　外貨債

外貨債は基本的には他の債券と同様の債券と考えてよいのであるが、戦前期においては訴訟にまで及んだ難しい例が一件あり、また日本が外貨債を発行した市場が属する先進諸国に宣戦布告をするという事態となるに及んで太平洋戦争中に外貨債の戦時下特別処理が行われた。この二点に関しては入手できた資料をまとめておきたい。

**東京市仏貨公債訴訟**　東京府の東京市は戦前期地方自治体最大の債券発行者の一つで、国内市場ばかりでなく海外市場でも外貨債を発行していた。大正十五年段階でこのような地方自治体は他に英国で発行した大阪市、横浜市、名古屋市があった。東京市の外債発行地は事業公債が英国、電気事業公債が英国・米国と仏国であり、最後の仏国で発行した公債が問題を起した。千九百二十六年（大正十五年）のセイヌ民事裁判所より東京市に対する訴状（一）によれば、

請求者は千九百十二年（明治四十五年）発行の英貨九百十七万五千磅（ポンド）のうち東京市五分利五百法（フラン）公債十枚の所有者で、債券はまず英語、次に仏語の両語で印刷され、債権は磅若しくは「法」を以てする磅の「相当額」たるべき旨特約されていた。従って、（下落した法ではなく）磅または磅相当の法で支払うべきである、というものであった。日本側、東京市にとっては大事件であり、その経緯に関して大きな資料が存在するが（法学博士杉山直治郎『東京市仏貨公債訴訟意見書』大正十五年十月）、あまりに専門的で膨大であるため割愛し、量的に少なくまた読みやすい体裁になっている昭和六年東京市電気局による「東京市仏貨公債訴訟事件の経過」（二）を採るにとどめた。東京市は前述の訴訟に応じ、訴訟途中でこれをまとめたが、応訴は「正義に基づく自衛手段で、国際的私法紛争関係では他に方法なし」とした。問題の中心は債券面の解釈にあるが、この資料中に掲載された同券面は日本語で記載されており、また日本人としては、微妙なところは判断が付きにくい。発行後十数年を経過して訴訟提起に至った動機は何か。第一次世界大戦の前後で独・仏・露の貨幣価値は大惨落となり、この法貨の下落と、それによる損害の防止とが動機となった。その後、並行して他の同様訴訟も提起されていた。債券保有者が同公債を「磅公債」としたのに対して、東京市側は「当時発行の英貨公債とは全く別個の仏貨公債」だとし、そもそも法貨による債務の元利支払は法貨によるとしたため、議論は平行線をたどったのである。昭和十四年にようやく和議協定が成立したが、第二次世界大戦勃発により協定実施が不可能になった後、戦中には外貨国債に転換された。その処理は戦後の外債処理の中でも難航し、昭和三十一年七月に協定が結ばれた後もなお進まず、三十七年十一月十五日に繰り上げ償還でようやく全額償還された（『昭和財政史』昭和27～48年度、第七巻参照）。

**外貨債処理**　外貨証券の一部は東京株式取引所で取引されており、受渡に際して制限が付いたのは昭和七年七月資本逃避防止法の公布施行以来であった（一）。スタンプの押捺が必要になったのである。国内保有者が多く、「一般内国債と選ぶところなし」とされた四分利付仏貨公債については同法関係の報告義務を内国債同様に免除して欲しいという申請も出された（二）。昭和八年三月二十九日外国為替管理法の公布で資本逃避防止法は廃止され（五月一日施行）、外貨証券の利札は利払い期到来後三ヶ月内に売却・取立て依頼、又は国内で支払を受けることになったが、第二次世界大戦勃発後は利払い外貨資金の節約のために外国為替銀行が期日前二十五日までに買い取ることに変わった（三～五）。戦時債券の携帯輸入でも利鞘取得目的は許可されず（六）、昭和十五年一月には利札の輸出は原則不許可となった（七）。昭和十五、十六年中、利札の扱いに苦慮した後、太平洋戦争下に外貨債の処理案の検討が開始された（一八、一九、二〇）。外貨債処理法が公布施行されたのは昭和十八年三月十五日である（法文は当資料集戦前編第二巻に所収）。同法に基づき借換え国債が発行された（二一）。

## 十　上場債券銘柄一覧

株式の上場銘柄一覧はすでに当資料集戦前編第六巻にまとめた。東京株式取引所の当初の上場銘柄は公債三銘柄であったように、一部の債券銘柄については第六巻に採録してあるが、大部分については本巻でまとめた。また、上場物件の審査標準は基本的にはやはり第六巻に収録したが、本巻編纂中に債券に関する審査標準が見出せたので、これも独立した項目としてまとめた。

**上場物件審査標準等**　資料（一）は大正十四年国債長期清算取引開始時点での上場物件審査標準、資料（二）は同じ時点での国債実物取引上場物件審査標準である。国債の長期証券はすべて上場されるが、地方債・社債等は未償還額及び円滑な売買の可能性が条件であり、外貨債にはさらに円換算率があるなどの条件がつき、またすべてに亘り償還期限三年以内のものは除かれた。審査基準の基本は長期清算取引基準に置かれた。小額債券売買取引方法申合（三）はその長期取引が廃止され、旧来の取引所債券売買がほぼ消滅することになった昭和十八年七月、日本証券取引所の発足時に、勧業債券等の少額債券を上場して取引する道を確保したものであった。同年九月には蔵理通達で同件は認可された（四）。

**上場債券銘柄一覧**　資料（一）は大正末期の国債長期取引上場銘柄一覧表で東京株式取引所国債取引員組合が作成したものである。国債の記号、発行総額、利払い期、据置期限、証券種類は割愛した（これらは他の資料で確認できる）。資料（二）は大阪株式取引所債券長期上場銘柄一覧表で同国債取引員組合が作成したものと思われる。同じく、利払い期、据置期限、発行総額、備考を割愛した。資料（三）は東京株式取引所の債券実物取引上場銘柄一覧表（昭和二年～十二年）である。長期取引上場銘柄は当資料集戦前編第六巻に掲載した。また、昭和二年末実物取引上場銘柄は長期取引上場銘柄と重複するものを除いてある。昭和二年の例では社債の銘柄数が非常に多いが、うち四二六は銀行債券であった。

| | |
|---|---|
| 国債 | 一六銘柄 |
| 外国債 | 六銘柄 |
| 外国国債 | 一銘柄 |
| 地方債 | 七二銘柄 |
| 社債 | 五六四銘柄 |

昭和三年～七年の例では勧業債券・興業債券・朝鮮殖産債券・北海道拓殖債券は各一銘柄と、また各農工銀行も各行一銘柄と勘定されているため、社債一四〇銘柄のうち銀行債の計は三八に止まった。昭和八年～十二年の例では再び発行主体のすべての回号を一銘柄と勘定し、社債は六四七銘柄、うち銀行債は二五一で、特殊社債・一般社債の比率が高まっている。

## 二　投資信託

一九八〇年代に証券化商品が続出するまでの長い間、証券市場における有価証券といえば伝統的な債券、株式、そして証券投資信託の三種類に限られた。日本に関していえば、明治三年、近代日本最初の有価証券であり、債券であり、国債であり、外国公債であった九分利付英貨公債の発行により、近代的な有価証券が誕生し、これに続いて明治六年、株式会社である第一国立銀行の設立により、日本最初の株券が誕生した。明治七年の株式取引条例はこれ等の他に（抵当証書、政府借入れの手形など）いくつかの証券を想定したが、明治十一年株式取引所条例は株券と公債を対象とし、現実に上場されたのも最初は公債、すぐに株券が加わって、取引所取引の中心になった。やがて債券の発行主体が地方自治体、株式会社、免許銀行、その他の金融機関と拡大し、株券を発行する株式会社も格段に増大したが、三番目の投資信託が登場するまでには六〇年以上もの年月が経過した。

### 一　投資信託の誕生

端的に投資信託という名称の証券投資の形式が登場するのは昭和十六年以後、戦時投資信託の時代であるが、それ以前に昭和十三年、藤本有価証券投資組合が存在し、これをもって日本の投資信託の淵源とすることが多い。しかし、これ以前にも投資信託的な思考方法の産物と思われる企図はいくつか存在した。昭和十六年以後、昭和十三年～十五年、そしてそれ以前の、三段階に亘って、遡ってかなり詳細な概説を記したのが、資料（一）服部文一『戦時株式投資論――国民貯蓄形態としての株式――』（昭和十八年）である。本巻の作成に当たり、戦前期投資信託の三段階の発展に関して個々に十分な第一次資料はなく、僅かな資料をつなぎ合わせて見えてくるものだけではどうにも不足であることが明らかになったため、資料集としてはやや異例ではあるが服部著の単行本を抄録することにした。投資信託の専門家による書下しの歴史や解説文はそれなりに多くある中で、藤本ビルブローカー証券で投資信託関係を実際に担当した服部の著書は群を抜いて包括的であった。服部はまた『藤本ビルブローカー証券株式会社三十年史』（昭和十一年）の編者でもある。『戦時株式投資論』はその書名が示すように直接には戦時の株式投資を論じたものである。大東亜戦争勃発以前であれば「株式が国民貯蓄の対象たり得るか」の設問はおそらく否定し去られたであろうが、勃発以後の今日では「否応なしに株式をこうした性質のものにする、改変する必要さえ存し」、「株式から投機を追放せよ」が絶対至上の要請である、と同書の「序」は述べた。株式が「国民貯蓄の対象」たりうるためには、安定的証券化、社債化、ドイツで行われた「資本訂正」（取締役の地位強化、公共利益の強調などか）の方向性が必要で、その方法は多様であり、同書はその研究の一端に過ぎないが、あえて一書と為したのは関係文献が徒に散逸することを恐れたため

だとされた。殊に、「藤本有価証券投資組合に関する記録」は投資信託が新発足した昭和十七年時点で、「公表するには最良絶好の機会」である、とされた。同書は前編で戦時下の株式直接投資を語り、後編第一章～第三章では統制下の諸事情に触れ、第四章～第九章が投資信託の叙述に当てられており、量的には投資信託関係が四割を超える。

第四章　我国に於ける投資信託移植の計画
第五章　英国におけるユニットトラスト
第六章　投資信託の前駆としての投資組合の成立
第七章　投資信託の誕生
第八章　投資信託の発展段階と今後に於ける針路
第九章　株式大衆転嫁の方法に依るユニット証券の発行案

日本における投資信託の濫觴を探ることが当資料集の主眼であるため、株式直接投資に関する章及び投資信託に関しても歴史的先達ではあるが第五章英国の事情、及び第八章、第九章は割愛した。日本の歴史資料の観点からは第四章、第六章及び第七章が最も興味深く、資料性も高いと考える。

第四章では、「英米の投資信託の盛行に刺激されて」昭和四、五年ごろに投資信託の移植計画が二、三現れたとされる。設立の動機は当時の有価証券価格の下落を食い止めようというところにあり、いずれも失敗に終った。例として、「東新株買同盟会組織」（中小投資家の一種の投資プール組織、最安値株に投資）、「民衆シンジケート」（地方農民、官公吏、会社員、工場労働者等の階級者で組織、出資金を合同して株式利殖）が挙げられた。次いで、昭和五年十月の生保証券の設立が挙げられ、長期保有証券の市価下落への対応策として妥当だと評価している。最後に東株関係者による放資会社の発起が取り上げられている。年次は明記されていないが、二千万円程度の資本金を以ってマージンとし、借入れを加えて一億円程度の株式放資（東株に相当程度集中）をしようというものであるから、「投資信託と僭称するも、寧ろ一種の冒瀆」で「投資会社」とするのが至当であったという。この表現を見れば、藤本有価証券投資組合の成立直前に成立した大日本証券投資（当資料集戦前編第七巻参照）を指していると思われる。

第六章では、投資信託の開始の可否は日本でも久しく懸案であり、信託業界では特に関心を寄せたと思われるのに成らなかったのは、「機が熟さなかったと同時に、政府当局が保守的であったため」とされた。それが「昭和十二年七月突如」藤本有価証券投資組合が誕生したのは当時の藤本証券専務取締役三輪小十郎が知己などから零細資金（千円単位）の寄託を受けて、危険分散を行いうる合同投資の方法を考慮し、相談を受けた筆者（服部）が二～三ヶ月で成案を得たことによる。英米の投資信託事情の知識、日本における失敗例の咀嚼の上に、株式投機中心で来たわけではない証券会社（藤本証券の前身は為替銀行、公社債業務に精通）の内部から、消極的ではあれ顧客の寄託に応える形でイノベーションが行われた、それがこの

投資組合の考案であった。以下、五〇余頁に亘り投資組合の仕組みの詳細が述べられる。設立趣旨によれば、英米の投資信託とも、後の野村証券・野村信託の投資信託（信託法制による）とも異なるが、英国ユニットトラストの制度には近く民法上の組合として、信託の発生はなかった。とはいえ、後に中止に至った経緯に信託会社側から信託類似行為であるという反対が絡んでいたことは、若干の信託関係の発生を否定し得ないところがあったことを示している。この投資組合が成立するためには「有力な斡旋助長の機関が必要」であり、証券会社がその斡旋者の役割を担った。契約の内容には法曹界の権威、松本蒸治及び毛戸勝両博士の指導を受けたという。

藤本投資組合の組成状況は昭和十二年七月から昭和十五年六月末までの丁度三年間に組合数一二七、金額一二七〇万円、募集回数五四回、加入者組合員数は延べで一万二四七四名に上った。投資証券の原投資額は国債一三六万二千円、公社債五一万五千円、株式一二九銘柄（一〇六八万四千円）と株式が中心であった。組合実績一覧表（予定分配率、投資証券銘柄を含む）と解散状況は他にない資料であろう。募集中止となった事情は次節で併せ述べる。投資組合の経営については、出資金総額約一〇万円（一口五百円）、出資証書の売出形式（加入募集）、第一四、一五回の特例（売出式）、第三八回の特例（集中投資、高利回り）、第三五回以降の変化（公社債に重点）が注目され、出資証書は自由譲渡性、分配金の課税は第三種所得および付加税を組合が納税、投資証券の再投資規定、存続期間三年などが定められた。満州における投資信託計画については後節で触れる。

第七章では、昭和十六年十月二十九日発表の大蔵次官談によって、「ユニットトラスト式投資信託を、信託形式により導入すること」が明確にされ、この間に出されたさまざまな案はさておき、予ねて申請中であった野村証券と野村信託の提携による投資信託業務の創生が許可されるに至った。時局上の役割が決定的であったということであろう。同投資信託の概要もやはり英国ユニットトラストに範をとったが、日本の信託法制によって構成されたものである。すなわち、委託者（野村証券株式会社）と受託者（野村信託株式会社）間に委託者自らを受益者とし、有価証券投資を目的とする特定金銭信託契約を締結した後、委託者はその受益権を均等に分割し、受益証券売出の形式で一般投資家に有償で譲渡する。譲渡の後も委託者は投資代行上の指図を行い、受託者はそれに従って投資し、管理する。信託金額は一単位二百万円、四千口に分割して一口五百円、信託期間は三年乃至五年（後に五年に一本化）、投資証券の内容には一割以上の国債が入った。株式は八割以下である。藤本の前例と比べて投資家側の一口五百円は同じだが、証券会社側の運用の一単位は二〇倍である。同書には同投資信託の実績は昭和十七年八月末までが掲載されている。

これに次いで、昭和十七年八月二十四日、証券引受会社統制会五社（藤本、山一、川島屋、小池及び共同）が正式認可を受けて別に

投資信託業務を開始した。内容は野村証券に認められたものとほとんど同一で、開始前に考えられていた若干の新機軸は実行に移されなかった。野村の例との相違は、信託会社の共同出資で日本投資信託株式会社が同年五月二十日に受託会社として設立された点、及び委託会社の統制機関として証券引受会社統制会が介在することとなった点であった。前記五社は単独で、又は数社共同で委託者となり、前記投資信託株式会社を受託者として信託契約を締結した。この戦時投資信託は証券引受会社統制会の統制下に営まれるもので、既存の野村の投資信託も同一の統制を受けた。委託証券会社は次年度の受益証券売出予定計画並びに四半期の月別売出予定額を統制会に提出し、統制会理事長には関連する多くの事項を指示する権限が与えられた。戦時投資信託は「統制」投資信託であった。「損失補償」特約もこの脈絡でみるべきものであろう。戦時投資信託には「信託ノ受益者ニ対シテ信託終了ノ際交付スベキ信託元本ニ達セザルトキハ其ノ不足額ノ二割ヲ補償スル事ヲ確約ス」の特約があったが、同書ではこれを「未だ過渡的発達の域にあるがため」と捉え、将来的には削除されて然るべきとした。しかしこれは、制度がいまだ未発達であったが為の特徴ではなく、大蔵省の全体的な金融統制の一環として、預金・公社債などに対する一定の保護と同様に、誘い出した大衆投資家の資金に対して一定の保護を与えたものである。同書は最後に早晩投資信託業法の制定の必要を見通したが、戦時下にはその方向性は無論出て来ることはなかった。

## 二　藤本有価証券投資組合

藤本有価証券投資組合は（現在の大和証券の前身である）藤本ビルブローカー証券（昭和八年藤本ビルブローカー銀行から転換）が昭和十二年に創成したものである。「投資の革命――藤本有価証券投資組合の創成」という広告文が同年七月十二日付『大阪朝日新聞』に掲載されている（一）。同投資組合の「設立趣旨」乃至「設立趣意書」と呼ばれている文書である。「英国ユニットトラストに範をとり、我国情に適応するよう考案した証券投資の新しい仕組みで、我国に於ては創めての試み」と意気軒昂である。同投資組合は民法上の組合で、商法や信託法には全く拠らず、何らの監督庁による管理・監督もなかった。この点が後に問題になる。

投資組合の基本となる契約書は入手できなかった。戦前期の資料類としても、また戦後に記録されたものとしても、大和証券にも投資信託協会にも存在しなかった。しかし、『大和証券60年史』、雑誌『投資経済』第一七巻第一四号及び服部文一の前掲書には部分的に条文があり、あるいは条文と思しきもの、及び説明文などはあったので、これらを組み合わせて不完全ではあるが「藤本有価証券投資組合契約（抄）」を編纂室でまとめてみた（二）。三年足らずの命脈では恒常的に発行された有価証券商品という存在にまで至らず、藤本の社内でも保存する動機がなかったのか、大蔵省による「新規発行停止」が禁止的処置として強く響いたのかはわからない。この形

では停止されたにしても別の形での再開は社内でも当然検討されていたであろうから、結局は「営業」「販売」のためのその場限りの文書として処分されてしまったものであろう。この点では、証券引受会社の免許を受ける前の作成文書として、監督庁がなく、提出義務もなかったことが裏目に出たともいえる。

資料（三）から（九）は藤本ビルブローカー証券株式会社『藤本金融証券週報』（昭和十三年一月一日が第一五号）に掲載された藤本有価証券投資組合関係の営業広告（持分売出・加入者募集）（三、五～九）及び解説文（四）である。各組合の出資総額、一口売出（出資）価格、期限、投資証券、予定分配率を明記した営業広告は同週報の各号に掲載された。ここに採ったのはその一部である（同週報は大和証券所蔵）。回号によって、収益の分配方法、幹事会、組合の成立時期（申込順に二百口毎に一組合を組成）なども含められた。当時の専務三輪小十郎の発表とされる昭和十三年一月「藤本有価証券投資組合に就て」（四）によれば、昭和十二年中の一三回の募集は、北支事変直後の激落とその後の回復により好成績を上げ、第一四回募集から二百口に達するごとに直ちに一組合を組成することに決めた、という。最後は昭和十五年六月二十九日募集（九）で、すでに大蔵省の中止指令が出た後である故か、「期間」について但書きで解散に触れられている。

昭和十五年六月二十五日付で、大蔵省から有価証券投資組合の新規募集を中止する指令が出された（一〇）。内容の第一は、現存組合は存続期間中は存続を黙認されるが、新規募集は昭和十五年六月限りで中止する。第二は、今後に関してで、信託会社が連携して信託会社の証券投資事務の処理の範囲内で、ユニットトラストの形の投資信託に関与することは良い。その事務処理は「有価証券引受業法上所謂他業」と認められるので、（証券引受会社は）定款を変更し、会社の目的中に合同証券投資信託に関する事務処理（仮称）の一項を挿入する。その投資信託に関する各組の金額、存続期間、投資証券の範囲その他の具体的契約条件に付いては各組募集前に予め当局の承認を得ることとされた。大蔵省が提示した今後の枠組みが示すものは、信託契約を利用したユニットトラスト型の投資信託を認めること、その事務処理を引き受ける証券引受会社は定款変更で会社の目的に投資信託業務を追加し、業法上の他業認可を得ること、及び具体的な規約条件については事前の大蔵省の承認が必要であることであった。裏を返せば、藤本の組合を「認められない」理由は、信託契約を利用していない（信託会社を活用していない）、証券引受会社であるのに有価証券引受業法による他業認可を受けていない、そして当然ながら大蔵省から契約条件の細目などの承認も得ていない、というところにあった。当初は何もいわれなかったのに、この時点になって、証券業者の自由なイノベーションの結果としての投資組合は認められないが、大蔵省の監督下に信託会社と証券引受会社が提携する形のものであれば認めるという論理が打ち出されたのは、一つには信託会社側からの抵抗、いま一つには昭和十三年三月

公布・七月施行の有価証券引受業法が新たに出てきた故であった。藤本ビルブローカー証券はもはや単体として自由な創意工夫で突出しうる組織ではなくなり、横並びで大蔵省の管理監督を受ける証券引受会社であり、その大蔵省には古くから信託会社の管理監督機能が具備されていた。その結果であったとすれば、自由市場が金融統制に屈服させられたためであったともいえる。

この指令を受けて藤本社内では六月二十九日に専務取締役名で「枢要の職にある諸氏に特に内達」という達示を出した（一一）。中止指令を「当社の創意的努力も遂に成果を見んとするに至り今後一段の発展を待望し得るは甚だ欣快に堪えざるところ」と受け止めた上で、今後はまず有力なる信託会社と提携して、合同投資の単位は増大させ、信託会社と提携するため手数料も低廉ではなくなるが、本邦初の新機構たる同投資信託には「その揺籃期には独り当社にのみ特許せらるる様其筋の内意も有之模範的に之が整備を期する所存に候」とした。大蔵省により中止されたとはいえ、極めて楽観的な展望を持っていたのである。

## 三　戦時投資信託

昭和十五年から十六年にかけて信託協会は新たな投資信託案（一、二、五）を考えたが、実行に至らず、昭和十六年十月二十九日に野村証券と野村信託に対し、十月二十三日に承認申請が出された投資信託を認可する方針を決定し、大蔵次官談話が出された。その直前と思われる一つの資料がある。野村証券東京支店が証券引受会社協会に対して提出した、あるいはその予定であった、投資信託業務創設に際しての定款変更等の「御届」である（三）。「主務官庁の許可あり次第左記の通り定款変更の上本業務を開始致度所存」として、「投資信託ニ関スル業務」の追加を記したもので、年月日は入っていない。有価証券引受業法による兼業届けであった。前掲の大蔵次官談話（四）は、第一にユニットトラスト式投資信託を特定金銭信託契約を根幹に置いて設定し、株式に対する新たな固定的投資層を開拓し、株価の安定に資し、産業資金の疎通に役立てるとし、第二に信託協会でも研究して一つの成案を得たが、実行には時日がかかるので、「差当り既に具体的に実行の準備を了している」野村証券と野村信託に認め、第三に政府は将来適当な指導監督を加える、とした。第一点は信託契約型の投資信託であることを明示し、第二点はこの形式で準備が完了して認可を申請していた野村に先鞭を付けさせることを、第三点は今後の監督強化を展望した。第二点に関していえば、前年六月に藤本の投資組合を中止させて後、信託協会は有力信託会社が共同で委託者となるべき証券会社を新設する案を作成し、その新設について協議中であり、また藤本も信託会社との提携を模索していた。しかしいずれも現実化しておらず、すでに同系に野村信託（昭和八年三月設立、一位株主は野村合名）を持ち、具体的な提携方式を作成して認可を申請していた野村が一歩どころか完全に先んじたのである。信託契約方式が骨子になるとすれば、信託会社

側からは証券会社が必要であり、反対に証券会社側からは信託会社が必要であるが、既存の信託と証券ではどちらが主導権をとるかで対立し、提携が困難だったのである。

正式の認可は同年十一月十四日である（六）。『野村証券株式会社二十五年史』では、十月二十四日に募集要項を発表し、次官談話を経て、十一月十三日に業務開始の許可を得た、とされる。資料（三）は『銀行通信録』の記事で、「我が国最初の投資信託制の実現をみることと」なった、その実行例の内容、第一回の募集要項、及びその他の投資信託の計画に付いて触れている。信託協会理事会社（三井、三菱、住友、安田、三和、野村、織田、第一各信託の八社）の共同出資による新証券会社設立案と、証券引受会社協会の会員会社（山一、野村、藤本、共同、日興、勧業、小池各証券の八社）の共同出資による新信託会社設立案の二案で、「信託」対「証券」の並行・競合状態である。大蔵省としては斯業の発展を期待して野村に認可を与え、将来を展望していたが、信託と証券が対立することは無論望まず、さりとて戦時下に証券会社にせよ信託会社にせよ新設することには賛成しなかった（信託会社には金融恐慌以後新設不認可の方針が出ていた）。十一月段階では、年内に措置を決定する、「大体信託会社を中心とする計画を認可することになる」と見られていた。

同年十一月十九日に第一次募集が行われて三週間も経たない十二月八日に、大東亜戦争が始まった。その直後に、第三次募集の前に出された「大東亜共栄圏への発展を目指す――理想的投資「野村の投資信託」」という資料がある（七）。第一次、第二次募集は「予想外に旨く行った」と考えられるが、それは次官談にあるように専門家の運用の妙と、大蔵省の行き届いた監督が、「投資信託の最も安全であり、妙味ある点」だと述べ、この国力の大発展期に愛国貯蓄、愛国投資の気持ちで申し込むように勧誘している。他の証券引受会社も負けてはいられず、山一証券は昭和十六年十二月二十六日の第三十回定時株主総会で定款に「投資信託ニ関スル業務」を追加決定した（八）。藤本、小池、日興、共同の四社も前後して同様措置を取ったと思われる。昭和十七年五月三十日付けの「セールスマン制度の再検、代理店乃至取次店設置の可否に関し答申」という山一証券社内の資料がある（一一）。投資信託等の新業務開始に対応して如何に販売機構の強化を行うかを検討したもので、セールスマン制度には歴史はあるが人を得るかどうか、代理店の新設は引受業法に拠るも取締業法に拠るも主務大臣の認可が必要で実現の可能性は低い、各地・地域に取次者を試験的に設け、投資信託から始めるのがよいのではないか、との提案である。前年十二月からの半年間に、とりわけ十七年二月以降に金融統制が急進展し、五月十二日には信託統制会と証券引受会社統制会が設立され、大蔵省は信託と証券の個別の投資信託計画をいわば合体させ、信託統制会と証券引受会社統制会を対等に、それぞれの面子を立てて、競合を解決した。自由市場であれば決着付けがたい業界の競合を統制組織が対等化したのである。もっとも、成立したばかりの全国金融統制会の『全国金融統制

会報』では、昭和十七年六月二十日の日本投資信託創立の報で、「旧信託協会内の信託業務改善委員会で研究中であった投資信託制度」は両統制会設立を機として歩み寄りが急速に実現、「従来堅実を旨とし消極的立場を厳守した信託会社が、一歩前進して投資信託分野に進出」と、信託側の計画の結実として評価している（一二）。しかし、このたびの方式では、信託側は信託統制会会員二〇社の出資で信託会社を設立し、証券側は（すでに投資信託を開始している野村と、勧業債券販売に特化した日本勧業を除き）証券引受会社五社で任意組合を組織し、共同委託者となるもので、お互いに足らざる部分を補完しあう形で、対等な解決法であったといえる。すなわち、信託系が新たに同系証券会社を新設するのでもなく、証券系が新たに同系信託会社を新設するのでもなく、既存信託全社合意で一社（日加信託）を買収して日本投資信託を新設（資本金百万円）することを大蔵省が承認する形をとった。完全な新設ではないが、この点に注目すれば、むしろ証券側の「信託会社新設」が通ったともいえる。受託された証券の受益権の一般売出しは、野村の例では野村証券が行ったが、本例では日本投資信託が行うこととなった。

山一証券では昭和十七年八月十九日に大蔵大臣宛に投資信託業務開始に当り「他業兼業許可申請書」を提出した（一三）。これには投資信託実行要項（五項）と特定金銭信託契約書案（二十三条）並びに付属書類が付された。五社に対する投資信託の認可は八月二十四日である。直後の八月二十六日、山一証券の大神一（常務取締役、投資信託の準備委員長から投資信託部長になった）が「山一の投資信託開始に就いて」の一文を残している（一四）。これによれば、「一昨年来」（藤本の組合が中止された後を意味すると思われる）研究を重ねてきたが、昨年の野村証券に遅れをとり、実現に向けては信託会社で行き支えを生じた。「当時大蔵省の方針としては山一、藤本に対しては寧ろ積極的に勧奨し度き意向であり、受託会社も相当の信託会社ならば許可する方針であった様」であったが、前述のように信託会社は結局単独では受託会社とならず、特殊証券会社新設の計画を持つに至った。投資信託という業務は「信託会社」の分野か「証券会社」の分野かは、大蔵省内部でも意見が分かれたようであり、そうなると既存の信託会社と証券会社の「提携」を「同系」でまとめる形にした野村はアイデアと実行力で勝ったということであろう。大神は、信託の証券会社新設案に対して「証券引受会社八社は協会に集まり、一、投資信託は証券引受業者の分野であること、二、証券引受業者は共同の運動をなすことで一致し、大蔵省と信託会社に呼びかけた」とする。その後、すでに実行していた野村はこの運動から降り、「日興証券、勧業証券は実行の意志なく」降りて、結局残る五社が直ちに実行運動に入り、奏功して大蔵省も投資信託は証券引受会社の分野であることに決定した。この運動は野村に対する認可の後、昭和十六年暮から十七年初めにかけて行われた。具体化の過程では野村の例と差を付けたかったようだが信託側に反対され、引受会社協会が統制会に転換する過程と重なり、野村とほぼ同

一の骨格で完成した。

昭和十七年九月四日、大蔵省銀行局長は「証券引受会社五社ノ行フ投資信託ニ関スル業務ノ監督ニ関スル件」を通牒した（一六）。野村証券に対する兼営許可の通牒と同一の要旨であることが本文に明記されてある。内容は、厳守すべき事項五項目と契約証書（二十三条及び特約、野村証券株式会社名のもの）である。資料（一七）は日本投資信託株式会社による第一回投資信託受益証券一口券ひな型であり、実際には九月二十一日に設定された（一八）。元本割れが生じた場合にはその二割の補償が特約された。五社投信の開始後は野村の投資信託も証券引受会社統制会の統制を受けることとなった（二〇）。資料（二一）は山一証券に対する投資信託関係の認可・許可承諾書の一覧で昭和十七年八月二十四日（投資信託許可書）から十八年四月二十日（第二次投資信託第一期決算承認書）に至るものである。他の四社にも同様のものがあったと思われる。業務許可書の存在は当然として、投信銘柄承認書、利益交付率承認書、決算承認書等、投信業務が統制金融商品であったことを示す資料である。証券引受会社統制会「投資信託事業に就て」（二二）は五社投信開始後二ヶ月の時点で概要を述べたものであるが、投資の七割を占める株式は株価が高騰を続け、順調な運用成績を示した。「大衆の中小資金の集団化」により「証券投資の大衆化と貯蓄の増強に資し、戦時経済の要望に即応」せんとするものだが、今後は公社債の割合の増加、課税上の不利の是正、受益証券の有価証券性の付与、結成時期その他の工夫、初期段階なので二割補償は必要、ある程度は株価対策の一手段として活用しうるように適切な運営が必要、投資信託単行法の必要などを展望している。資料（二三）は山一証券の「投資信託勘定内訳」で、補償準備金の額や、損益、募集費内訳がわかる（昭和十八年一月～九月）が、その他の月次の分は見出せなかった。資料（二四）「投資信託に割増金を付することの可否」は、山一証券の出したもので、本文は見つからなかったが、「割増金付新種投資信託案」の文字がある。日本勧業銀行系の小額債券に前例がある割増金付債券を投信の新たな形態として考案しようとしたものらしい。

最後に、戦時投資信託の結成から償還までそのすべてをまとめた野村証券の資料がある（二七）。償還予定が決定した戦後の昭和二十四年にまとめられたものである。本文末尾には「三月十一日を最終決算日と定め」最終値を算出中とあり、昭和二十四年三月下旬～四月上旬に同年中の償還予定を顧客八万人に知らせて順次償還することを徹底し、新たな戦後投資信託の設定に備えたものである。野村の投信は戦時投信設定総額の四七％を占め二位の山一のほぼ二倍に達した。首位の責務を果したものでもある。戦時投資証券のうち、国債は額面百円に市価は七五円程度、株式には時価不明のもの、許可なしでは処分しえない外地会社・制限会社もあり、社債もほとんどは市場性のない閉鎖機関・企業再建整備会社の発行社債であり、損失補償の問題もあって戦後やむを得ず償還が延期されてきたもの

に、最終的な整理が付けられたのは、急速なインフレーションの進展を背景に、大蔵省の強い要望と、戦後の新投資信託開始の必要からであった。その償還は実際には昭和二十四年十月二十日に完了した（『野村証券株式会社四十年史』）。

## 四　満州投資証券株式会社

前掲服部『戦時株式投資論』には後編第六章第八節に「満州に於ける投資信託計画」という節がある。満州暦康徳六～七年（昭和十五～十六年）にかけて、満州で満州興業銀行を中心とした投資信託設立の動きがあったことが触れられ、「藤本の有価証券投資組合に刺激されたものと思う」とされている。満州には信託業法がなく、この計画では、受託者を満州興業銀行、信託事務処理者（経営者）を新設の満州証券投資株式会社とし、別に委託者を投資家とする三位一体関係であったようだ。これは実現したという記録は残っていない。これとは別に、満州投資証券株式会社に関する記録が若干あったので、「投資信託」の範疇からはやや外れるが、一種の集団投資の現実化として、ここにまとめておく。

資料（一）の満州投資証券株式会社設立要項は昭和十六年のもので、大蔵・商工・外務・陸軍・海軍の五省及び対満事務局事務官会議の決議要項である。方針は「日本生命保険団の対満投資を誘致する方策として」「日本の生命保険会社を出資者とする投資会社を設立し」「有価証券投資による満州国産業開発資金の供給に当らせよう」とするものであった。康徳八年（昭和十七年）満州国勅令第百四十七号満州投資証券株式会社法（二）に拠れば、政府が設立させる法人であり（第一条）、有価証券の売買及び公債、社債又は株式の応募又は引受に関する業務を営むことを目的とし（第二条）、資本金四億円（初回は四分の一以上募集）（第四条）、議決権なき株式の発行可（第五条）、同株式の払込金額に対し年五分の利子を政府は十年間保証（第九条）、同株式の保有者は十年の補給期間満了後一年間を限り払込金額で株式を買取るよう政府に請求しうる（第十条）、払込株金額の三倍まで社債募集可（第十三条）であった。一応満州国の会社法の適用を受けているが、経済部大臣の強い強権下にあるのは、「議決権なき株式」に対する政府の強力な保証の故である。同年六月二日制定の同社定款（三）によれば、第一回の株式募集額は一億円で（第三条）、一株金額は一千円（第六条）、株式は二種に分け、甲種五千株（第八条）、乙種は優先株で年五分配当を優先し（第九条）議決権はない（第十条）、株券は裏書譲渡できず（第十四条）、書面による請求が必要であった（第十五条）。一億円募集ならば一千円で十万株、うち五千株が甲種（五％）、九万五千株が乙種（九五％）である。その後の四回の募集を経て、康徳十一年（昭和二十年）五月末現在の株主名簿（九）では、甲種五千株の株主は財団法人義済会会長鮎川義介、乙種三七万五千株は一八社の日本の生命・徴兵保険会社の役職者（会長、社長、取締役）で、計一九名の構成であった。満州進出路線を採った新興財閥の鮎川が、満州国政府による優

遇を掲げて保険会社資金を糾合した特殊会社であったといえる。理事長三保幹太郎は鮎川の腹心の部下であった。

保険会社による株式金額払込についてはある種のからくりが利用された。資料（四）は保険会社各社が保有する外貨邦債を満州投資証券に売却し、その買入れ資金を保険会社が同社に貸し付ける契約書である（第一次、昭和十六年十二月）。この借入金は一年後の第三回乃至第五回株式募集案内状（五）によれば、同株式募集の払込金とされたことが判る。そしてこの代替として再び貸借金の契約が行われた（第二次、昭和十七年十一月）（六）。資料（七、八）を加味して、結局保険会社各社は保有外貨邦債に買入資金を付けて同社に出資したようなもので、その外貨邦債の種類は国債・地方債・社債、米貨債・英貨債・仏貨債のすべてに及んだ。同社の営業報告書で入手できたのは第八期（昭和二十年上半期）（一〇）のみで、すでに東京支社も罹災したが「投資事業たる緊急軍需会社の哺成に努め」投資先の会社の成績もよく、同社の業績も順調だとしている。資産合計約七億三千万円のうち有価証券保有高六億一千万円（本文中）、純益一千万円、株主配当金年五分二厘を示した。五分を超えていれば政府保証ではない。とはいえ保有株式に関する説明書（一一）によれば、有価証券のうち本邦内投資が九五・七％、満州国内は四・三％に過ぎず、当初の目的とはかなりずれていたことが判ろう。最大の投資先は日本鉱業株式（一位株主の満州重工業開発に比してはるかに少ないが二位株主）で約三割を占めた。満州重工業開発（旧日本産業）の当初の総裁は鮎川義介である。

戦後、昭和二十年の九月に、同社の理事長及び主要株主（保険会社六社）の連名で陳情書が用意された（一二）が、日付が空いているので提出されなかったと思われる。同社の事業はすでに四年の運営を経過し、（新規資金の導入という）主たる使命を完了して、有価証券保有の「持株会社」の地位に帰着した。終戦を迎えた今日、同社株主も投資先事業もほぼすべてが日本帝国の事業会社であれば、従来満州国政府が与えてきた保護と監督は帝国政府が受け継いで特別の措置を願いたいという内容であった。既掲資料の一部はこの陳情書の添付書類である。同社はその戦時経済活動から閉鎖機関に指定され、清算過程に入った（『閉鎖機関とその特殊清算』）。

満州投資証券株式会社は服部著が触れた満州証券投資株式会社案とは関係がない。満州国における投資信託の導入案は、会社法はあれども信託法制のない基盤ではおそらく困難と考えられ、満州興業銀行による満州証券投資株式会社案は開花しなかった。これに対して、同じ会社法のみを基盤として満州投資証券株式会社が成立し、一応の運営が可能であったのは、投資信託の形式を採らず、満州国政府の保護がある証券会社であり、実質は投資会社であったこと、投資家が有力保険会社グループであったこと、そしてこれだけのシステムを成り立たせるだけの鮎川の政治的な力があったことによるともいえよう。

日本国内では市場関係者等による投資プールや一時的投資会社が

先立ち、その経験の上に藤本有価証券投資組合のような一般投資家の資金を集中する投資信託の仕組みが考案されたとみることができよう。これに対して、満州では、鮎川・新興財閥の介在で、投資先の偏った投資会社が形成された。その投資先が実際にはほぼ日本企業であった点に注目すれば、同社は、株式会社型で投資家を保険会社顧客に特化した一種の「私募投信」であったとみることもできる。こうみるならば戦時下の株価の安定という任務が国内投信の主要任務と共通するのもまた当然であった。

なお本巻には若干の債券及び投資信託の券面写真を採録した。東京証券取引所所蔵の券面及び大和証券グループ本社百年史編纂室所蔵の券面の一部を写真に撮らせていただいたものが大半である。紙幅の都合もあり数は多くないが、戦前編第六巻「上場会社（一）」採録の株券・出資証券券面と共に参考にしていただければ幸いである。

## 三　税制

本章では証券関係の税制をまとめた。とはいえ、すでに当資料集戦前編第一巻で取引所税法及び国債証券に関する取引所税課税の廃止等について、第二巻で同じく有価証券移転税法及び外貨債特別税法について採録してあるので、重複は避け、関連論調あるいは陳情等を採るに止めた。全体を、一流通税、二直接税、三配当課税及び四清算取引差益課税の四に区分したが、一、二の区分と、三、四の区分は性格が異なる。三は二の、四は一の、それぞれ特殊分野に当たるものだが、証券取引としては重要な課税で、議論も資料も多かったのであえて独立させた。また、税制に関する陳情書は複数分野にまたがることが多く、必ずしも最適の分野に採録したとは限らない。監修者は税制に疎いため、この分類は資料の存在量から見た便宜的なもので、不備があるだろうことを記しておく。

### 一　流通税

ここには取引所税、取引税、印紙税、有価証券移転税を含める。根幹になる取引所税は明治七年株式取引条例時代には特記されず（米穀相場会社税制はある）、明治十一年株式取引所条例発布の際にも完備されなかった。すなわち同条例第十一章第四十七条で「此取引所ハ追テ政府ニ於テ制定施行スル所ノ収税規則ニ遵ヒ相当ノ税金ヲ納ムヘシ」とされ、同年九月三十日に税額と納期が定められた（一）。当時は米商会所条例と株式取引所条例の併行時代で、明治十五年には共通の納税規則が制定された（二～九）。明治二十六年、両種取引所を共に対象とした取引所法の制定と同時に取引所税法が公布された。同法は前掲第一巻に、同法の施行規則及びその改正は第三巻に収録した。明治二十七年日清戦争に当っては特別の租税措置はなかったが、明治三十七年日露戦争に当たっては緊急に非常特別税法が公布施行され（一〇）、地租、所得税などと共に取引所税も増

徴の対象になった。国債も取引所税の対象になっていたが、明治三十九年には対象から外された（第一巻資料参照）。法学博士戸田海市『取引所税法改革論』明治四十二年（一三）は、改善を必要とする取引所に「外科療法」として取引所税の改革をせよ、個々の売買に対する万分の十二の税率が「世界無比の高率」たるのみならず、その賦課徴収が甚だ不当であり、その結果仲買人が過酷な負担を免れるために秘密売買を行う、と説いた。税制改革により仲買人の営業を公明正大な業とさせようという発想である。取引所税法の成立改正は業者の陳情の中心でもあった（一五、一七、一九）。取引員には取引税、営業税、所得税もあり、他の営業者に比して多額の負担を負っていたようである（二〇）。

取引所仲買人には取引所税法により納税の義務があったが、営業税法第一条により仲立業若しくは問屋業として納税の義務があるかどうかも議論され、原嘉道（弁護士・法学者、後に司法大臣、枢密院議長）は仲買人は仲立人に含まれずとした（一四）。取引員（大正十一年以前は仲買人）の発行する売買成立報告書が印紙税法により課税されるべき証書に当たるか、同法が適用されるとしてもどの条項が適用されるかが問題にされた（一六、二一）。昭和二年金融恐慌時のモラトリアムに際しては、その折の乗換え売買に限り取引税免税の陳情書が出され（二三、二四）、また昭和六年金輸出禁止令公布前後の取引に関する総解合いにも類似の陳情が出された（二七）。取引員営業に関しては昭和に入っても自己売買の損益を課税標準に置くのは実情に沿わないこと（二六）、明確なものを算定の基礎にして欲しい（二八）などが陳情された。

昭和十一年から十二年にかけては馬場増税案に関する陳情書（二九）、有価証券移転税等に関する陳情書（三〇～三五）があり、民政党井手郷助の議員向け「取引所取引税増率案――大蔵省の重大なる誤認を指摘す」（三五）は馬場蔵相の後任・結城の長期清算取引冷遇を誤りと指摘した。昭和十二年三月には臨時租税増徴法が、十三年三月には支那事変特別税法が公布され、前者は所得税、法人の営業資本税、資本利子税、取引所税等を増徴し、後者は更に利益配当税、公債及び社債利子税等を課した。同年四月一日に施行された有価証券移転税には直前までの説明も（三六）、施行後の陳情も（三七、四一）続いた。昭和十四年「米穀配給統制法第六十条に依る「取引所法中改正」」（四〇）は日本米穀株式会社の米穀市場の差金決済取引に取引所税法を適用するものである。昭和十八年設立の日本証券取引所及びその有価証券市場に対しても従来の取引所税法が適用された（四五）。

## 二　直接税

ここには所得税、営業収益税、資本利子税、外貨債特別税、配当利子特別税を含める。所得税に関しては全面的に見るわけではなく証券関連で見るに止め、更に焦点となった配当課税に関しては次節に独立させた。前節で触れた営業税、営業収益税の関係は大正十五

年三月二十七日に営業収益税法が公布され（一）、直後に（五）、また施行された翌昭和二年にも（七）、課税方法によっては証券業者の負担が激増することで全国株式取引員組合連合会から減税と課税の公平を求める陳情書が出された。同法と同じ日に公布された資本利子税法（四）に関しては審議中に政府の新設理由（租税体系の整備と負担の均衡、一部の財源補填）に対して反対説（第二種所得税とまったく同じで重複課税、付加税を課せないので不都合）が明示された（二、三）。資本利子は甲種（公債、社債、産業債券若しくは銀行預金の利子または貸付信託の利益）及び乙種（第三種の所得につき納税義務を有する者の第三種の所得中営業に非ざる貸金または預金の利子）として表示された。同法は昭和十三年改正を経て（一三）、十五年三月に廃止された（後出配当利子特別税法に引継がれる）。

所得税関係の陳情書等は数多くあったが、ここではその一部のみをとった。大正十五年第一次税制整理時には、①株式配当を第三種所得総合から第一種所得に移す、②国債利子に対する所得税免除特典を廃する、③第三種所得より負債の利子を控除する、などが建議された（六）。昭和五年には特に「改正促進」するものとして株式配当金の第三種所得総合の廃止（第一種若しくは第二種に移す）が建議されている（八）。昭和六年の建議では合理公平な税制確立へ、利子と株式配当との課税方法の同一化、所得税・営業収益税の重複課税を廃止、総合課税にすることなどに重点が置かれた（九）。昭和十一年広田内閣の税制改革（一一）に対しては早速に第一種法人所得税の急引上げの緩和、株式・社債資本に対する重圧の緩和、取引税の撤回などが提案された（一二）。昭和十二年には外貨債特別税の税率及び源泉課税に関する要望も出された（一〇）。戦時下の租税制度改革案（一四）では資本利子税の廃止も掲げられ、また株式取得の必要経費控除規定に関する陳情も出された。昭和十五年三月配当利子特別税法が公布され（一六）、利益の配当と公債・社債の利子を対象とした特別税が新設された。同法第四条で、①所得税非課税の者、②配当率年一割以下の利益の配当、③利率年四分以下の国債の利子または同四分五厘以下の国債以外の公債・社債の利子、及び④外貨債の利子、は対象外とされた。別途、戦時法令で配当率は原則年一割以下に抑えられ、国債利率は三分五厘、その他債券は四分前後にほぼ固定されていたので、この法律は高配当及び高利子率に対する懲罰的特別法であったことになる。同法は昭和二十一年八月三十日法律第一四号で廃止された。

## 三　配当課税

商工会議所関係では法人配当課税の改正に関する建議は古くからあった。大正九年の所得税改正で配当総合課税が実施され、大正十四年にその補修的改正が議論され、翌年に改正された。ここでは大正十四年のものを二件取り上げた。法人配当課税が第三種所得に総合されていることを廃し、十一月段階では第二種所得に編入することを（一）、十二月段階のものは第一種所得に移すことを（二）建議

しているが、後掲資料（一二）に含まれる六月段階のものには「第一種所得又は第二種所得に移す」という提案があった。配当金の課税方式についても大正十四年以来、総合課税に反対し、源泉課税の復旧が求められており、昭和四年の東京株式取引所取引員組合の東京商工会議所に対する依頼もこの線上にある（三）。

昭和四～六年には源泉課税復活論が花盛りとなり（六、七、九、一一、一三、一四）、第一種あるいは第二種所得編入の希望も続いた（八、一〇）。昭和五年四月東京商工会議所による「配当課税問題に関する参考資料」（一二）は配当金課税方法の沿革を遡り、第一期・総合課税時代（明治二十年～三十一年）、第二期・源泉課税時代（明治三十二年～大正九年）、第三期・総合課税時代（大正十年以降）、大正九年当時の議論、同十四年以降の議論に及び、もっともまとまった資料となっている。その後しばらく論陣は後退したが、戦時体制下に再び問題が取り上げられた。昭和十三年六月、東京株式取引所取引員組合と東京株式取引所は「単に租税収入の見地を離れ国家産業発展の大局より」「株式投資回避」を阻止するために、源泉課税が直ちには困難であれば、個人の第三種所得中配当収入のみを総合せず、別個の累進率を設けて投資利回り算定の基準を明確にせよと陳情した（一五）。同年九月には更に第三種所得に総合する際に往年の配当所得四割控除制の復活を便法として陳情した（一六）。また高橋亀吉は東京商工会議所で「配当課税問題に就て」講演し（一七）、税制の産業圧迫、資本間の負担の不公平、公債・社債と株式との不均衡の是正、金利生活者に対する負担激増の緩和等を訴えた。

## 四　清算取引差益課税

明治・大正期の取引所税法や所得税法は取引所における清算取引で得られた差益を課税の対象としてこなかった。証券関係の年表及び証券界に残された資料からは、清算取引差益課税論は昭和六年の愛知県に於いて、昭和八～九年の東京府に於いて、そして昭和十七年の戦時課税の三回を確認できる。

### 一　昭和六年愛知県

愛知県当局は昭和七年度予算作成に当たって、昭和六年十一月（上旬と推測）赤字補填のために株式、米穀、綿糸布の清算取引より生ずる売買差益金の取得者に対して新税を課することを内定した。その後、米穀と綿糸布は「重要商品」ということでこれを免除し、株式のみに課税する意向で立案が進められた。これを知った名古屋株式取引所理事長、同取引員組合委員長（一般・短期）らは、直ちに反対の声をあげた（一、二）。十一月十七日の陳情書（二）では反対理由を、①証券資本の時代に逆らい、清算取引の衰微を招くなど租税政策の根本に反する、②過重で不当な二重課税である、③大量取引を阻害し公定相場の作成機能を阻害して取引所の職能を阻害する、④徴税技術上困難な悪税である、と列挙した。名古屋株式取引所は株主集会を召集して反対決議をし（三、四）、同取引所・取引員組合、市場代理人会、取引所従業員大会も反対を表明した（五、六、八）。他方で、この新税が現行取引所税法第二十二

条「北海道府県及市町村は取引所営業税に対し本税百分の十以内の付加税を課するの外取引所の業務に対し租税その他の公課を課することを得ず」に違反しないかと意見を求められた弁護士・法学博士の清瀬一郎は「違反する」と断定した（九）（大正三年の政府委員の説明に「取引所に対して付加税を課するの外、地方税を課することを得ず」を理由とする）。名古屋株式取引所顧問弁護士も同意見であった（一六）。東京商工会議所・日本商工会議所もこれに反対の決議をした（一三）。新聞記者の浅井桂治は早くも十二月に「差金取得税に就て」パンフレット（一四）をまとめ、「諸性質上から見て絶対に創設すべからざるもの」と結論した。

ほぼ百ページに上る愛知県会市部会の質疑応答録（一五）が残されているが、同年十二月作成で、内容は「第一日、第八日、第十一日、第十七日、第二十三日（最終日）」の表記で、最終日に千分の三の税率を千分の一に修正して可決したとある。別資料で同課税案が二十四日に県会を修正通過したことが確認されるので、おそらく県会は十二月初めから質疑を始めたものであろう。二十四日付の名古屋株式取引所理事長の報告と挨拶（一七）によれば、「修正可決の悲運に遭遇」したが、この上は「主務官庁の本案に対する不認可を最後の望みとなし」、なお反対運動に専心し、証券界も挙ってこれを支援した（一九～二一）。この結果、昭和七年五月二日に大蔵省は愛知県に差金取得税新設の不認可を指令した。

**二　昭和八～九年東京市**　愛知県の例が相当量の資料を残しており、採録はできなかったが激越な地元新聞記事なども多くあったのに対して、東京市の例には僅かな資料しか残されていない。昭和八年八月二十四日『東京日日新聞』の「取引所差益税」報道（一）はその発端で、同月二十八～二十九日に東京で開かれる六大都市財務当局会議に東京市から赤字補填対策として取引所差益税の新設が提案される模様だと述べた。この記事では「数年前愛知県当局が――この差益税を新設せんとした時には内務省の認可論に対して大蔵省が横槍を入れ遂に再調査ということで立消えとなった歴史もある」とした。翌昭和九年二月に東京市会に提出予定の「差金取得税要綱」（二）では課税率は差益金の百分の一と愛知県の例の十倍になっている。東京株式取引所では名古屋での反対運動の折と同様に取引所税法第二十二条の規定の解釈で対抗しようとしたらしい（三）。もっとも実際に税法案が提出されたかどうかは確認できなかった。

**三　戦時課税**　太平洋戦争の開始後ほぼ一ヶ月、昭和十七年一月三日に大蔵省は個人の株式清算取引差益税の新設を発表した。一月五日の東京株式取引所の取引員組合連合委員会（一般及び実物）の記録によると、この報道は四日の「新聞紙上」に「大蔵大臣の声明」として出されたもので、委員会としては市場に大きな影響を与えるものとして一致し、この旨を大蔵当局に伝え、また発会後の注意を促した（一）。六日の同記録では、五日に大蔵省に善処方を要望し、万一の場合には金融的配慮を求めたが、後者については回答がなかったという（二）。十三日の記録では大蔵省はやや緩和した形で

実物取引にも差益税を課する方針であること、もしそうなれば差益金の四割控除及び転売期間の短縮を請願することとした（三）。実際には当局の当初の考えどおりに、同年四月の所得税等直接税中心の増税断行に当って、株式の清算取引所得に対して分類所得税が賦課されたのである。山一証券株式会社調査課の『株式清算所得への課税について』パンフレット（同年五月、四）によれば、「この課税は今回初めて採用された全く新しい制度」であると明言しているので、前記東京市の課税案は成立しなかったことが明らかである。このパンフレットが説明する同課税の概要は以下の通りである。

一、株式の清算取引（長期・短期、差金授受決済・受渡決済）により一定額以上の所得が生じたときに賦課される

二、個人を対象とする（常時営業としているものはすでに課税されているので除く）

三、清算取引所得（一ヶ年を通算した総収入金額から必要経費を控除）から三千円を控除した残額に課税（差金決済、受渡決済、早受渡の区別）

四、税額は三段階で超過累進税率を適用（三千円～一〇万円：百分の二五、一〇万円以上：四〇、三〇万円以上：五五）

五、翌年三月までの申告を所得調査委員会の調査により政府が決定、四期に分けて納税

課税の趣旨は戦費の急増に対応するための増税の一環であり、投機的取引の抑圧を第一の目的としたものではないが、結果としては個人の、高額の清算取引を、抑制する効果を持ったと思われる。昭和六年～九年の段階では反対に回った大蔵省が昭和十七年にははっきりと承認した理由は、すでに株式取引所の制度改革を遠からず予定、検討しており、少なくとも短期清算取引の廃止を見通して、堅実な長期清算取引と今後力を入れるべき実物取引を中心とした取引所取引の構図に、この課税が壊滅的な作用を及ぼすことはないと判断したものであろうか。税収の効果を期待していなかったとも見られる。

清算取引差益税（分類所得税）には実施要綱があったが、当初の要綱は見つからず、一部変更の昭和二十年四月一日実施の要綱のみ入手できた（五）。かなり細目まで解釈が定められており、税率（一万円以下：百分の五、一万円以上：百分の一〇、五万円以上：百分の二〇）は前記の当初数字よりも低く、かつ設定利益額も低くなっている。東京大空襲の後という時期を考えれば、この変更が果たして必要であったのかとも思われるが、現実には同年六月末で日本証券取引所の清算取引は中止された。

# 目　次

戦前編第八巻の刊行に当たって
公社債・投資信託・税制　解題
凡　例

## 一　公社債

一　関係法令……一

一　国債

(一)　新旧公債証書発行条例（明治六年三月二十五日布告第百十五号の明治八年五月二十五日改正布告第九十五号、同二十一年改正）……一
(二)　金札引換公債証書発行条例（明治六年三月二十五日布告第百二十一号）……二
(三)　金禄公債証書発行条例（明治九年八月五日布告第十号、同二十一年勅令第三号改正）……三
(四)　減債金条例（明治十一年七月一日）……四
(五)　国債償還紙幣支消概算書調呈の議（明治十一年八月二十九日　大蔵卿大隈重信）……七
(六)　減債基金設置の議（明治十一年八月二十九日　大蔵卿大隈重信）……七
(七)　減債部公債証書を準備本部正貨と交換の議（明治十五年八月三日大蔵卿松方正義）……七
(八)　中山道鉄道公債証書条例（明治十六年十二月二十八日布告第四十七号、同十七年第十七号布告を以て改正）……七
(九)　金札引換無記名公債証書条例（明治十六年十二月二十八日布告第四十八号、同二十一年勅令第七十三号にて改正）……八
(一〇)　大蔵省証券条例（明治十七年九月二十日布告第二十四号、同三十五年法律第十一号改正）……九
(一一)　海軍公債証書条例（明治十九年六月十五日勅令第四十七号、同二十年勅令第一号を以て改正）……一〇
(一二)　証券発行の事務取扱方（明治十九年八月大蔵省令第二十六号）……一〇
(一三)　整理公債条例（明治十九年十月十六日勅令第六十六号、同三十九年勅令第百三十六号迄数次改正）……一〇
(一四)　鉄道費補充公債条例（明治二十二年一月二十九日勅令第六号）……一一
(一五)　軍事公債条例（明治二十七年八月十六日勅令第百四十四号）……一一
(一六)　軍費支弁の為公債募集に関する件（明治二十七年十月二十四日法律第二十五号、明治二十八年三月四日法律第八号）……一一
(一七)　通貨及証券模造取締法（明治二十八年四月法律第二十八号）……一二
(一八)　国債証券買入消却法（明治二十九年二月二十一日法律第五号）……一二

(一九) 事業公債条例（明治二十九年三月三十日法律第五十九号、同三十六年法律第七号迄二次改正）……一二
(二〇) 公債利子支払い月に関する件（明治三十年二月法律第一号）……一二
(二一) 鉄道公債事業公債証書の様式及び名称変更の件（明治三十年十一月大蔵省告示第七十六号）……一三
(二二) 台湾事業公債法（明治三十二年三月二十二日法律第七十五号）……一三
(二三) 国債を外国に於て募集する場合に関する件（明治三十二年四月法律第百一号、同三十四年法律第十八号を以て改正）……一三
(二四) 英国倫敦に於て募集の公債に関する手続方法（明治三十二年五月大蔵省令第二十二号）……一四
(二五) 財政上必要処分の件（明治三十六年十二月勅令第二百九十一号）……一四
(二六) 国庫債券発行規程（明治三十七年二月十三日大蔵省令第四号、同三十九年同省令第二十三号迄二次改正）……一四
(二七) 臨時事件費支弁に関する件（明治三十七年三月三十日法律第一号）……一五
(二八) 記名の国債を目的とする質権の設定に関する法律（明治三十七年四月一日法律第十七号）……一五
(二九) 英国倫敦及び北米合衆国紐育に於て募集する公債に関する件（明治三十七年五月勅令第百三十八号）……一六
(三〇) 第二回国庫債券発行規程（明治三十七年五月二十三日大蔵省令第十七号、同三十九年同省令第三十三号迄二次改正）……一六
(三一) 第三回国庫債券発行規程（明治三十七年十月十二日大蔵省令第四十一号、同三十九年同省令第二十三号を以て改正）……一七
(三二) 公債募集に関する件（明治三十七年十一月十日勅令第二百二十八号）……一八
(三三) 英国倫敦及び北米合衆国に於て募集する公債に関する件（明治三十七年十一月十日勅令第二百二十九号）……一九
(三四) 臨時事件費支弁に関する件（明治三十七年十二月法律第十二号、同三十八年一月一日公布）……一九
(三五) 担保として政府に納むべき国債証券の価格算定に関する件（明治三十八年一月勅令第二号）……二〇
(三六) 国債証券価格計算に関する件（明治三十八年二月十六日法律第二号）……二〇
(三七) 第四回国庫債券発行規程（明治三十八年二月二十七日大蔵省令第八号）……二〇
(三八) 明治三十八年勅令第三十四号歳入金の代用証券取扱に関する件（明治三十八年二月）……二一
(三九) 明治三十八年大蔵省令第七号元金及利子支払期の開始せる無記名国債証券及利札を歳入金に代納することを得るの件（明治三十八年二月）……二一
(四〇) 明治三十八年大蔵省告示第四十四号国債証券及利札を代納し得る歳入金の種目指定（明治三十八年二月）……二三
(四一) 英国倫敦及び北米合衆国紐育に於て募集する公債に関する件（明治三十八年三月二十六日勅令第七十八号）……二三
(四二) 外国に於て流通する貨幣紙幣銀行券偽造変造及模造に関する法律（明治三十八年三月法律第六十六号）……二四
(四三) 第五回国庫債券発行規程（明治三十八年四月二十日大蔵省令第二十六号、同三十九年同省令第二十三号を以て改正）……二四
(四四) 臨時事件費支弁の為公債募集に関する件（明治三十八年七月勅令第百九十四号）……二六
(四五) 英国倫敦北米合衆国紐育及び独逸国に於て募集する公債に関する件（明治三十八年七月八日勅令第百九十五号）……二六
(四六) 家禄賞典禄処分法施行法に依り禄高整理の為発行する公債証書に関する件（明治三十八年十一月二十二日大蔵省令第五十二号）……二七
(四七) 国債整理の為外国に於てする公債募集に関する件（明治三十八年十一月二十五日勅令第二百四十一号）……二七

(四八) 臨時事件費支弁に関する件（明治三十九年二月十二日法律第一号）……二八
(四九) 臨時事件公債規程（明治三十九年二月二十日大蔵省令第八号、同年同省令第二十三号を以て改正）……二八
(五〇) 国債整理基金特別会計法（明治三十九年三月二日法律第六号、昭和二年迄に五次改正）……三〇
(五一) 国債に関する法律（明治三十九年四月十一日法律第三十四号）……三一
(五二) 臨時公債証書発行の件（明治三十九年六月四日大蔵省令第二十六号）……三二
(五三) 紙幣類似証券取締法（明治三十九年五月八日法律第五十一号）……三二
(五四) 国債の種別及び国債証券の名称（明治三十九年六月大蔵省告示第七十六号）……三三
(五五) 公債金特別会計法（大正八年三月二十五日法律第十五号）……三三
(五六) 米穀証券発行規程（大正十年五月三十日大蔵省令第十七号）……三四
(五七) 国債規則（大正十一年四月一日大蔵省令第三十一号、同年十二月大蔵省令第六十二号改正）……三四
(五八) 昭和七年度以降国債償還資金の繰入一部停止に関する件（昭和七年六月十八日法律第八号）……四二
(五九) 国債の価額計算に関する件（昭和七年六月三十日法律第十六号、昭和十四年四月四日法律第六十八号で改正）……四二
(六〇) 国債関係事務簡素化に関する件（昭和十八年十一月九日法律第百十一号）……四三

一　地方債

(一) 各区町村金穀公借共有物取扱土木起功規則（明治九年十月十七日布告第百三十号）……四三
(二) 区町村制を開設せる地方の起債に関する件（明治十二年六月二十四日布告第二十二号）……四三
(三) 市制・町村制（抄録）（明治二十一年四月十七日法律第一号）……四四
(四) 東京市区改正条例（抄録）（明治二十一年八月十六日勅令第六十二号）……四四
(五) 非常災害の為に要する土木費借入の件（明治二十三年一月二十日法律第三号）……四五
(六) 府県制（抄録）（明治二十三年五月十七日法律第三十五号）……四五
(七) 郡制（抄録）（明治二十三年五月十七日法律第三十六号）……四五
(八) 府県制施行の地方に限り法律第三号府県借入金に関する規定を廃止の件（明治二十三年八月二十七日法律第七十四号）……四五
(九) 水利組合条例（抄録）（明治二十三年六月二十日法律第四十六号）……四六
(一〇) 市制町村制・水利組合条例に依り募集する公債の記載必要事項（明治二十六年十一月十八日訓令第六百九十二号）……四六
(一一) 府県に於ける起債許可の記載必要事項（明治三十一年三月十六日通牒第五百九十三号）……四七
(一二) 府県制を施行せざる府県に於ける公債・借入金を為すの件（明治二十九年三月法律第六十二号）……四七
(一三) 沖縄県区制（抄録）（明治二十九年三月勅令第十九号）……四八
(一四) 北海道区制（抄録）（明治三十年五月勅令第百五十八号）……四八
(一五) 北海道一級町村制（抄録）（明治三十年五月勅令第百五十九号）……四九
(一六) 北海道二級町村制（抄録）（明治三十年五月勅令第百六十号）……四九
(一七) 府県制（抄録）（明治三十二年三月十三日法律第六十四号）……四九
(一八) 郡制（抄録）（明治三十二年三月法律第六十五号）……五〇
(一九) 小額府県債の起債許可の件（抄録）（明治三十二年六月二十八日勅令第三百十五号）……五〇
(二〇) 北海道に於ける起債の件（明治三十四年四月十七日内務省訓令第二百七十五号）……五〇
(二一) 地方債の緊縮を促す件（明治三十四年七月三十一日内務省地甲第六

十二号訓諭）……五一
（二二）大蔵大臣による地方債緊縮を促す口演（要旨）（明治三十五年四月）……五一
（二三）北海道に於ける起債の件（明治三十五年五月六日大蔵省訓令第二十二号）……五一
（二四）地方公共団体起債に関し外国人と交渉するときの交渉事項取調について（明治三十五年七月四日内務省秘甲第百四十六号）……五二
（二五）地方公共団体外国へ公債売出の件に関する調査事項（明治三十五年八月八日決議　大蔵省国庫課長発議）……五二

## 三　民間債

（一）株式会社債券に関する細則（明治二十六年七月七日農商務省令第十二号）……五二
（二）日本勧業銀行法（抜粋）（明治二十九年四月二十日法律第八十二号）……五三
（三）農工銀行法（抜粋）（明治二十九年法律第八十三号、昭和六年法律第二十二号改正）……五四
（四）北海道拓殖銀行法（抜粋）（明治三十二年三月二十二日法律第七十六号）……五五
（五）日本興業銀行法（抜粋）（明治三十三年三月二十三日法律第七十号）……五六
（六）貯蓄債券法（明治三十七年四月一日法律第十八号）……五七
（七）鉄道抵当法（抜粋）（明治三十八年三月十三日法律第五十三号）……五七
（八）工場抵当法（明治三十八年三月十三日法律第五十四号）……五九
（九）鉱業抵当法（明治三十八年三月十三日法律第五十五号）……六三
（一〇）東洋拓殖株式会社法（抜粋）（明治四十一年八月二十七日法律第六十三号）……六四
（一一）朝鮮殖産銀行令（抜粋）（大正七年六月七日制令）……六四
（一二）有価証券の信託財産表示及信託財産に属する金銭の管理に関する件（大正十一年十二月二十九日勅令第五百十九号）……六五
（一三）産業組合中央金庫定款（抜粋）（大正十二年七月十六日許可）……六五
（一四）復興貯蓄債券法（大正十三年七月二十二日法律第十五号）……六六
（一五）抵当証券法（昭和六年三月三十日法律第十五号）……六七
（一六）社債担保審査会官制（昭和十三年五月二十七日勅令第三百七十七号）……七一
（一七）投資及担保証券審査会官制（昭和十六年八月九日勅令第八百十三号）……七一

## 二　『本邦社債略史』……七三

## 三　『社債研究資料』他……一二六

（一）『社債研究資料』第一集……一二六
（二）『社債研究資料』第二集……一五一
（三）『証券制度資料』第三集……一六五
（四）債券協会設立趣旨（大正十四年一月十日発行『インヴエストメント』第一巻第一号）……一八六
（五）債券協会規約（大正十四年一月十日発行『インヴエストメント』第一巻第一号）……一八七
（六）債券協会雑誌『インヴエストメント』発刊の辞（大正十四年一月十日発行『インヴエストメント』第一巻第一号　小川郷太郎）……一八七
（七）『インヴエストメント』目次（大正十四年一月十日発行第一巻第一号～大正十四年六月十日発行第一巻第六号）……一九〇

## 四　債券発行取引……一九四

### 一　明治期


(一)　山陽鉄道社債発行要項（明治二十六年三月）……一九四
(二)　九州鉄道社債発行要項（明治二十六年七月）……一九四
(三)　日本政府発行第一回四分利付英貨公債要項（明治三十二年一月）……一九四
(四)　北越鉄道株式会社七分五厘利付社債発行規程（明治三十六年一月二十六日発行決議）……一九五
(五)　北越鉄道株式会社七分五厘利付社債券及び関連書式（明治三十六年）……一九七
(六)　日本政府発行五分利付英貨公債要項（明治四十年三月）……二〇二
(七)　第一回四分利公債募集の再下受（明治四十三年二月　紅葉屋国債信託部神田鐳蔵）……二〇三
(八)　小池合資会社、左右田銀行共同引受による江之島電気鉄道社債引受契約証書（明治四十三年四月十六日）……二〇五
(九)　日本政府発行第三回四分利付英貨公債（明治四十三年五月）……二〇六
(一〇)　江之島電気鉄道株式会社担保付社債募集公告（明治四十三年八月）……二〇七
(一一)　名古屋市公債申込書（明治四十三年）……二〇八


### 二　大正期


(一)　第十六回拓殖債券募集要項（大正元年十月）……二〇八
(二)　富士製紙社債引受に関する小池銀行と曽野作太郎との協定（大正七年二月十六日）……二〇九
(三)　日本興業銀行と山一合資会社の二回四分半利英貨公債買入に関する根本契約（大正八年一月三十一日）……二一〇
(四)　広島電気株式会社担保付社債募集要項（大正十二年七月）……二一一
(五)　第二十回南満州鉄道社債募集要項（大正十三年三月）……二一二
(六)　る号富士製紙社債募集要項（大正十三年三月）……二一二
(七)　第五回大同電力株式会社社債募集条件（大正十三年）……二一三
(八)　社債募集条件（東京市短期公債・第四回東洋製糖株式会社社債）（大正十四年四月五日『山叶週報』）……二一四
(九)　日本政府発行六分利付英貨公債要項（大正十三年二月発行）……二一五
(一〇)　日本政府発行六分半利付米貨公債要項（大正十三年二月発行）……二一五
(一一)　社債総額引受売出契約書ひな型（大正十年代）……二一六
(一二)　元利金支払手数料に関する覚書ひな型（大正十年代）……二一七
(一三)　引受会社間契約書ひな型（大正十年代）……二一七
(一四)　引受会社と下引受会社との間の契約書ひな型（大正十年代）……二一八


### 三　昭和期


(一)　国債応募申込証（昭和元年～十年）……二一九
(二)　株式会社白木屋第四回物上担保付社債募集要項（昭和三年九月十七日発行　日興証券株式会社）……二一九
(三)　第九十二回朝鮮殖産債券引受契約書（昭和五年四月十八日）……二二〇
(四)　東京市復興事業短期公債（第一回）・同第六回電気事業短期公債（第一回）下引受契約書副本（昭和五年五月三十日）……二二一
(五)　東京乗合自動車株式会社社債申込証（昭和五年五月三十一日期限）……二二二
(六)　日本窒素肥料株式会社第九回社債下引受契約書（昭和五年五月）……二二三
(七)　第九十六回朝鮮殖産債券引受契約書（昭和五年七月三十日）……二二四
(八)　樺太工業株式会社第十回担保付社債の引受責任解除について（昭和五年八月十五日　樺太工業株式会社）……二二五
(九)　第百回神奈川県農工債券引受契約書（昭和五年八月二十九日）……二二五

（一〇）埼玉県公債引受契約書（昭和五年九月九日）……二二六
（一一）南満州鉄道株式会社第三十回社債下引受契約書副本（昭和五年九月二十七日）……二二七
（一二）第百五回神奈川県農工債券引受契約書（昭和六年一月二十九日）……二二八
（一三）静岡県債総額引受仮契約書他（昭和六年二月二十三日）……二二九
（一四）神戸市電気事業公債引受契約書（昭和六年六月十八日）……二三一
（一五）北海道電灯株式会社第七回社債引受契約書（昭和六年六月二十日）……二三二
（一六）新潟県債引受に関する協定書他（昭和七年三月十四日）……二三五
（一七）愛知県債引受に関する契約書他（昭和七年四月二十六日）……二三七
（一八）第百六十回北海道拓殖債券引受募集契約書（昭和七年九月）……二三八
（一九）北海道電灯株式会社第九回物上担保付社債下引受契約書（昭和七年十月十一日）……二三九
（二〇）北海道電灯株式会社第七回社債借換のための第十回物上担保付社債引受契約書（昭和七年十一月二十五日）……二四一
（二一）神戸市水道拡張公債引受契約書（昭和七年十一月二十五日）……二四二
（二二）証券引受シンジケート（昭和七年　『財政経済二十五年誌』第八巻＊）……二四四
（二三）富士瓦斯紡績株式会社第五回社債下引受契約書（昭和八年一月二十六日）……二四四
（二四）東信電気株式会社第七回社債下引受契約書（昭和八年一月二十八日）……二四五
（二五）第百二十八回神奈川県農工債券引受募集契約書（昭和八年二月一日）……二四七
（二六）台湾電力株式会社第八回社債引受銀行団対下引受団契約書（昭和八年四月二十四日）……二四八
（二七）南満州鉄道株式会社第三十五回社債下引受契約書副本（昭和八年四月二十五日）……二四九
（二八）第百七十三回北海道拓殖債券募集引受契約書（昭和八年五月一日）……二五〇
（二九）株式会社松屋呉服店第一回社債引受募集契約書・協定書（昭和八年五月十一日）……二五二
（三〇）磐城セメント株式会社第五回オープンエンドモーゲージ式社債以号下引受契約書（昭和八年六月九日）……二五三
（三一）第十八回富山県水力電気事業公債下引受契約書（昭和八年六月十二日）……二五四
（三二）横浜市公債引受契約書（昭和八年六月三十日）……二五四
（三三）第百七十六回北海道拓殖債券募集引受契約書（昭和八年七月四日）……二五六
（三四）南満州鉄道株式会社第二新（増資）株式公募に関する契約書（昭和八年七月十八日）……二五七
（三五）台湾電力株式会社第十回社債関係銀行団対下引受団間契約書（昭和八年九月十四日）……二五八
（三六）株式会社三越第十二回社債下引受契約書（昭和八年九月二十七日）……二五九
（三七）鬼怒川水力電気株式会社第一回物上担保付社債以号下引受契約書（昭和八年九月二十八日）……二六〇
（三八）王子製紙株式会社第十一回社債下引受契約書（昭和八年九月二十九日）……二六一
（三九）東信電気株式会社第八回社債下引受契約書（昭和八年九月三十日）……二六二
（四〇）南満州鉄道株式会社第三十七回社債下引受契約書（昭和八年十月九日）……二六三
（四一）王子製紙株式会社第十二回社債下引受契約書（昭和八年十月三十日）……二六五

(四二) 第百四十三回神奈川県農工債券引受募集契約書（昭和八年十二月十八日）……二六六
(四三) 東京モスリン紡織株式会社第五回担保付社債募集引受契約書（昭和八年十二月二十日発行）……二六七
(四四) 大日本製糖株式会社第五回社債下引受契約証書謄本（昭和八年十二月三十日）……二六八
(四五) 東邦電力株式会社第二回物上担保付社債子号下引受契約書（昭和九年一月十二日）……二六九
(四六) 第七回朝鮮鉄道株式会社社債総額引受募集契約書（昭和九年一月二十一日）……二七〇
(四七) 日本郵船株式会社第五回社債下引受契約書（昭和九年二月一日）……二七一
(四八) 電気化学工業株式会社物上担保付社債下引受契約書（昭和九年二月十三日）……二七二
(四九) 東京電灯株式会社第一回物上担保付い号社債下引受契約書（昭和九年三月十五日）……二七三
(五〇) 玉川水道株式会社第六回物上担保付社債下引受契約書（昭和九年三月三十一日）……二七四
(五一) 上毛電力株式会社第三回物上担保付社債下引受契約書（昭和十年一月二十四日）……二七五
(五二) 神奈川県水道事業公債引受契約書（昭和十年二月二十三日）……二七六
(五三) 東京石川島造船所第四回物上担保付社債下引受契約書（昭和十年五月二十日）……二七八
(五四) 台湾電力株式会社第十三回社債銀行団対下引受団契約書副本（昭和十年八月十四日）……二七九
(五五) 東京市公債い号ろ号下引受契約書副本（昭和十年十月二日）……二八一
(五六) 南満州鉄道株式会社第四十八回社債下引受契約書副本（昭和十一年一月二十日）……二八二
(五七) 第百六十八回朝鮮殖産債券引受契約書（昭和十一年二月四日）……二八三
(五八) 磐城炭礦株式会社第二回物上担保付社債下引受契約書（昭和十一年二月十日）……二八四
(五九) 朝鮮鉄道株式会社の銀行借入に際し抵当権設定に関して社債引受会社に対する承諾依頼書（昭和十一年二月）……二八六
(六〇) 宇部窒素工業株式会社第一回物上担保付社債下引受契約書（昭和十一年三月五日）……二八六
(六一) 第四回青森県債引受契約書（昭和十一年五月一日）……二八八
(六二) 第百二十七回東洋拓殖債券下引受契約書副本（昭和十一年五月四日）……二八九
(六三) 三重県債引受契約書（昭和十一年五月十一日）……二九〇
(六四) 第百六十九回朝鮮殖産債券引受契約書（昭和十一年五月十九日）……二九一
(六五) 東京モスリン紡織株式会社第六回物上担保付社債募集引受契約書（昭和十一年五月二十日）……二九二
(六六) 東京電灯株式会社第二回物上担保付ろ号社債下請負契約書（昭和十一年五月二十七日）……二九三
(六七) 横浜市公債総額連帯引受契約書（昭和十一年六月一日）……二九四
(六八) 青森県第八回整理公債共同引受仮契約書（昭和十一年六月十八日）……二九六
(六九) 第二百二十七回北海道拓殖債券募集引受契約書（昭和十一年六月二十六日）……二九七
(七〇) 第百六十四回神奈川県農工債券引受募集契約書（昭和十一年七月）……二九七
(七一) 長野県公債共同引受契約書（昭和十一年八月）……二九九
(七二) 旭ベンベルグ絹糸株式会社第三回以号物上担保付社債下引受契約書（昭和十一年十月十日）……三〇〇
(七三) 富山市市区改正公債・同電気軌道公債総額共同引受仮契約書（昭和

十二年二月二十六日）……三〇二
（七四）三重県公債引受契約書・証券作成契約書副本（昭和十三年三月九日）……三〇三
（七五）第百三十三回東洋拓殖債券募集要項・引受予約決定通知書・承諾書・募入決定通知書（昭和十二年三月）……三〇四
（七六）大阪市公債下引受契約書（昭和十三年四月一日）……三〇五
（七七）福島県公債全額引受契約書（昭和十三年四月十三日）……三〇六
（七八）中島飛行機株式会社第一回い号物上担保付社債募集条件（昭和十三年八月）……三〇七
（七九）満州帝国政府保証第一回満州興業債券発行要項（昭和十三年八月）……三〇八
（八〇）日本軽金属株式会社公募株式募集取扱契約書（昭和十四年二月二十三日）……三〇九
（八一）新潟県公債第七回か号契約書（昭和十四年二月）……三一〇
（八二）台湾電力株式会社第一回物上担保付い号社債請負募集銀行対下請負証券会社間契約書（昭和十四年四月四日）……三一一
（八三）株式会社神戸製鋼所第一回い号物上担保付社債請負募集会社対下請負証券会社間契約書（昭和十四年八月十日）……三一三
（八四）株式会社昭和製鋼所第五回社債募集条件（昭和十四年十一月）……三一四
（八五）東京芝浦電気株式会社第二回ろ号物上担保付社債募集要項（昭和十四年十一月）……三一五
（八六）最近社債発行の引受及募集の取扱の実際（昭和十四年＊）……三一六
（八七）南満州鉄道株式会社第六十九回社債募集要項（昭和十五年二月）……三一八
（八八）政府保証日本発送電株式会社第四回社債募集条件（昭和十五年二月）……三一八
（八九）朝鮮京南鉄道株式会社第五回物上担保付社債一部下引受契約書（副本）（昭和十五年三月二十七日）……三一九
（九〇）政府保証い号朝鮮殖産債券引受契約書謄本（昭和十五年四月一日）……三二〇
（九一）東武鉄道株式会社第一回物上担保付社債下引受契約書（昭和十五年五月七日）……三二一
（九二）東邦電力株式会社第三回物上担保付巳号社債下引受契約証書（昭和十五年八月二十一日）……三二三
（九三）満州帝国第五次投資事業日本通貨公債（第一回）発行要項（昭和十五年九月）……三二四
（九四）台湾電力株式会社第一回物上担保付ろ号社債委託募集会社対下引受証券会社間契約証書（昭和十五年十月一日）……三二五
（九五）株式会社日本製鋼所第二回物上担保付い号社債下引受契約証書（昭和十五年十一月一日）……三二六
（九六）住友金属工業株式会社第一回は号物上担保付社債募集要項（昭和十六年七月二十六日）……三二七
（九七）伊那電気鉄道株式会社第五回物上担保付社債売出条件（昭和十六年七月）……三二八
（九八）住友金属工業株式会社第一回は号物上担保付社債下引受契約書（昭和十六年八月一日）……三二八
（九九）台湾電力株式会社第一回物上担保付は号社債募集条件（昭和十六年八月）……三三〇
（一〇〇）住友電気工業株式会社第一回以号物上担保付社債募集要項（昭和十六年八月四日）……三三一
（一〇一）住友金属工業株式会社第一回に号物上担保付社債募集要項（昭和十六年十一月）……三三二
（一〇二）大東紡織株式会社第六回物上担保付社債社債権者集会代表者会議議事録（昭和十六年十二月三日）……三三三
（一〇三）住友金属工業株式会社第二回以号物上担保付社債募集要項（昭和十七年一月二十七日）……三三五

(一〇四) 三菱鉱業株式会社第一回い号物上担保付社債下引受契約書（昭和十七年三月二日）……三三五
(一〇五) 京都電灯株式会社第十五回社債・同第一回ろ号社債の引換取扱要項（昭和十七年三月）……三三七
(一〇六) 特別扱売出社債（中国配電・東京交通・東京市債）（昭和十七年三月）……三三八
(一〇七) 住友金属工業株式会社第二回波号物上担保付社債募集要項（昭和十七年五月）……三四〇
(一〇八) トヨタ自動車工業株式会社第一回物上担保付は号社債下引受契約証書（昭和十七年七月十七日）……三四一

五　債券流通取引……三四二

一　国債入札売買

(一) 大阪株式取引所国債証券定期取引規定（明治三十九年十二月二十九日認可、四十年二月実施）……三四二
(二) 大阪株式取引所国債証券直取引規定（明治三十九年十二月二十九日認可、四十年二月実施）……三四二
(三) 東京株式取引所取引員組合国債委員会議事録（大正十二年十月九日）……三四三
(四) 東京株式取引所取引員組合国債委員会議事録（大正十二年十月十六日）……三四三
(五) 東京株式取引所取引員組合国債委員会議事録（大正十二年十一月二十二日）……三四四
(六) 国債入札売買細則（大正十二年十二月十日　東京株式取引所決定）……三四四
(七) 国債取引入札会細則（大正十年代　大阪株式取引所）……三四四
(八) 国債取引入札売買規定（大正十年代　大阪株式取引所）……三四五

一　国債長期清算取引

(一) 東京株式取引所国債委員会議事録（大正十三年七月四日）……三四五
(二) 国債長期清算取引開始に就て（大正十三年＊　株式会社大阪野村銀行＊）……三四五
(三) 東京株式取引所取引員組合国債委員会議事録（大正十四年三月十六日）……三四九
(四) 東京株式取引所国債取引員組合国債清算取引研究会議事録（大正十四年三月二十四日）……三四九
(五) 国債長期清算取引開始に付研究事項（大正十四年三月二十六日　東京株式取引所）……三五〇
(六) 東京株式取引所国債取引員組合研究小委員会議事録（大正十四年三月二十六日）……三五一
(七) 東京株式取引所国債取引員組合国債長期清算取引研究会議事録（大正十四年三月二十七日）……三五二
(八) 東京株式取引所国債取引員組合研究小委員会（大正十四年三月三十日）……三五二
(九) 東京株式取引所国債取引員組合研究小委員会議事録（大正十四年三月三十一日）……三五三
(一〇) 国債の長期取引開始に就て（大正十四年四月五日『山叶商会週報』第三百四十六号）……三五四
(一一) 東京株式取引所国債取引員組合研究小委員会議事録（大正十四年五月十八日）……三五六
(一二) 国債清算市場開設運動に就て（大正十四年五月　日本銀行調査局）……三五六
(一三) 東京株式取引所国債取引員組合臨時総会議事録（大正十四年六月六日）……三六七

(一四)　東京株式取引所国債委員会議事録（大正十四年七月十八日）……三七〇
(一五)　東京株式取引所国債委員会議事録（大正十四年九月五日）……三七〇
(一六)　東京株式取引所国債取引員組合国債長期取引研究会議事録（大正十四年九月九日）……三七一
(一七)　東京株式取引所国債委員会議事録（大正十四年十月十四日）……三七一
(一八)　指定銀行選定内規（大正十四年十月十四日　東京株式取引所国債委員会申合）……三七二
(一九)　東京株式取引所国債取引員組合議事録（大正十四年十月二十六日）……三七三
(二〇)　東京株式取引所国債委員会議事録（大正十四年十一月九日）……三七四
(二一)　国債長期取引開始に関する要綱（大正十四年十一月十一日　東京株式取引所国債取引員組合）……三七四
(二二)　国債長期取引開始に関する要綱（大正十四年十一月十八日　東京株式取引所国債取引員組合）……三七六
(二三)　東京株式取引所国債委員会議事録（大正十五年七月三日）……三七七
(二四)　東京株式取引所国債委員会議事録（大正十五年八月十八日）……三七八
(二五)　東京株式取引所国債委員会議事録（大正十五年八月二十日）……三七八
(二六)　保証小切手に関する信用調査委員の件（大正十五年十月二日　東京株式取引所国債委員会）……三七八
(二七)　国債売買単位引上の件（昭和三年十一月二十三日　東京株式取引所国債取引員組合）……三七九

## 三　債券一般

(一)　業務規程第七十五条修正私案（大正十四年二月二十三日　大島三橘氏提案）……三七九
(二)　銀行の証券運用預り約款（大正十年代）……三七九
(三)　据置期限経過後は随時償還されるべき社債の清算取引について質疑（昭和二年十月十八日　弁護士打田伝吉）……三八〇
(四)　銀行土曜日半休に伴ふ処理方法（昭和三年七月十一日　東京株式取引所短期・実物・国債取引員組合）……三八一
(五)　国債相場表に記号を付する件（昭和三年十二月七日　東京株式取引所国債取引員組合）……三八二
(六)　債券抽籤償還当籤調其他係設置に関する私案（昭和三年頃＊）……三八二
(七)　国債市価対策の意見書上申（昭和四年五月三十日　東京株式取引所国債取引員組合）……三八三
(八)　国債日報現物気配欄訂正に関する件（昭和五年二月十四日　東京株式取引所国債取引員組合）……三八四
(九)　東京株式取引所国債委員会議事録（昭和八年二月十八日）……三八四
(一〇)　東京株式取引所国債委員会議事録（昭和八年二月二十五日）……三八四
(一一)　外国為替管理法施行に伴ふ大蔵省令中邦貨表示有価証券の輸出入手続きに関し陳情書及び回答（昭和八年五月　株式事務懇話会・大蔵省）……三八五
(一二)　国債市場の機構――改正と内容強化（昭和八年十一月十四日報知新聞　小池証券専務小平三郎）……三八七
(一三)　国債取引所特設案と反駁（昭和八年＊）……三八八
(一四)　東京株式取引所国債委員会議事録（昭和九年四月二十三日）……三九〇
(一五)　外貨債経過利子算出方法（昭和十年四月十二日　東京株式取引所委員会）……三九〇
(一六)　初期渡端数利子計算方法統一の件（昭和十年五月二十七日　東京株式取引所取引員組合報）……三九〇
(一七)　国債長期取引上場中止廃止に関する件（昭和十年十一月十二日　東京株式取引所国債委員会）……三九〇
(一八)　国債市場発展の跡を顧みて（昭和十年　日本興業銀行）……三九〇
(一九)　勧業債券交換会の実際（昭和十五年＊）……三九六
(二〇)　証券取引所に債券市場を設立して交換会を吸収する案（昭和十五～十七年＊）……四〇一

四　国債取引員の団体等
(一)　東京株式取引所国債取引員組合規約（大正九年九月制定、昭和十五年六月変更まで含む）……四〇一
(二)　東京株式取引所国債取引員組合報（昭和五年九月六日）……四〇六
(三)　東京株式取引所国債取引員組合員協議会議事録（昭和五年九月十日）……四〇七
(四)　大阪株式取引所国債仲買人組合規制（大正十年＊）……四〇九
(五)　大阪株式取引所国債取引員の氏名（昭和三年九月現在）……四一〇
(六)　東京株式取引所国債実物取引才取人制度要綱（昭和八年六月一日制度確立）……四一一
(七)　東京株式取引所国債市場代理人懇和会規約（大正十四年三月）……四一二
(八)　東京株式取引所国債取引員組合表彰規程（昭和五年十月十六日決議）……四一三
(九)　東京株式取引所国債才取人公和会規約（昭和八年六月＊）……四一四

六　償還不能社債・社債浄化運動……四一七

一　償還不能社債
(一)　大阪アルカリ株式会社第八回社債の債務履行請求訴訟の上告審に於ける大審院第一民事部判決（大正十三年第三百三十一号）……四一七
(二)　大阪アルカリ株式会社社債に対する整理顚末（大正十五年＊　山一証券株式会社＊）……四一七
(三)　上毛モスリン株式会社社債権者集会（第二回）の決議（昭和二年十二月二十七日）……四二〇
(四)　大蔵省告示第四十六号後藤毛織株式会社第一回～第四回物上担保付社債の承継受託会社選任（昭和四年三月十九日）……四二〇
(五)　後藤毛織株式会社物上担保付社債権者集会招集公告（昭和四年九月承継受託会社日本興業銀行）……四二〇
(六)　後藤毛織株式会社第二回社債権者集会の決議（昭和四年十月八日）……四二一
(七)　富士身延鉄道株式会社物上担保付社債信託証書（昭和三年三月二十七日）……四二一
(八)　富士身延社債不払問題（昭和八年六月一日『経済雑誌ダイヤモンド』善積道三）……四二三
(九)　富士身延鉄道社債権者集会順序（昭和八年六月六日）……四二九
(一〇)　受託会社の代表者か―普通債権者の代表者か―（昭和八年七月一日『経済雑誌ダイヤモンド』　社債制度調査会長板橋菊松）……四三〇
(一一)　富士身延の社債と強制管理（昭和八年八月十一日『経済雑誌ダイヤモンド』　社債制度調査会長板橋菊松）……四三二
(一二)　塩水港製糖株式会社第三回社債権者各位に謹告（昭和五年八月二十八日）……四三三
(一三)　箱根土地株式会社物上担保付社債権者集会招集公告（昭和六年五月五日　承継受託会社日本興業銀行）……四三四
(一四)　琴平参宮電鉄株式会社物上担保付社債権者集会招集公告（昭和六年九月十二日）……四三四
(一五)　琴平参宮電鉄社債権者代表者の決定（昭和六年十月二十一日）……四三五
(一六)　株式会社川崎造船所社債に関する最後の和議条件（昭和七年八月十三日　整理委員会）……四三六
(一七)　川崎造船所社債買戻係争事件（昭和六年十一月十五日　帝国興信所報）……四三六
(一八)　和議申立事件に付社債権者各位に謹告（昭和八年八月二十日　株式会社川崎造船所）……四三七
(一九)　大正製糖株式会社社債整理顚末（昭和七年八月）……四三七
(二〇)　東京運河土地株式会社社債権者集会招集公告（第二回、第三回）（昭

和七年十二月十三日）……四五〇
（二）東京運河土地株式会社第二・第三回物上担保付社債権者集会内容（昭和八年一月二十四日）……四五一
（三）社債界の改善を妨げる受託会社の信託違反行為（昭和八年六月十一日『経済雑誌ダイヤモンド』　社債制度調査会長板橋菊松）……四五二
（三）社会の批判を要する日鋼の社債借換問題（昭和八年七月一日『経済雑誌ダイヤモンド』　石山賢吉）……四五四

## 一　社債浄化運動

（一）社債募集取扱店の淘汰（大正十一年十月十三日『中外商業新報』）……四五七
（二）昭和三年東京手形交換所新年宴会における日本銀行総裁演説（抄）（昭和三年一月三十日）……四五八
（三）社債の担保付化と減債基金制に関する新聞論調例（昭和五年六月十三日『東京朝日新聞』）……四五八
（四）社債の担保付化と減債基金制に関する新聞論調例（昭和五年七月十二日『大阪毎日新聞』）……四五八
（五）社債の担保付化と減債基金制に関する新聞論調例（昭和六年三月十五日『時事新報』）……四五九
（六）社債制度に関する日本銀行総裁土方久徴の発言（昭和六年三月五日『時事新報』）……四五九
（七）証券業者の社債元引受に対する疑念の新聞論調例（昭和六年九月十七日『東京朝日新聞』）……四五九
（八）金融界無担保社債抑制申合（昭和八年五月六日）……四五九
（九）社債担保化申合に対する証券業者の反応について（昭和八年五月七日『時事新報』）……四六〇
（一〇）担保付の増加と社債の堅実化、無担保で押し通す一流会社、効なき五日会の申合（昭和八年五月七日『大阪朝日新聞』）……四六一
（一一）島原鉄道第一回社債発行方法について（昭和九年八月十六日『大阪毎日新聞』）……四六一
（一二）信託協会大阪大会に於けるオープンエンド・モーゲージ制改正決議（昭和十年四月十一日）……四六二
（一三）台湾電力無担保社債発行に反対してシ団を脱退した興銀総裁による社債浄化運動推進の決意（昭和十年八月三日『東京朝日新聞』）……四六二
（一四）興銀総裁による社債の常道復帰強調（要旨）（昭和十年八月五日　於日本興業銀行株主総会）……四六二
（一五）大蔵省の社債浄化に関する三原則（昭和十年十月三日『中外商業新報』）……四六三
（一六）担保付社債に関する司法省諮問に対する信託協会の改正意見（昭和十一年十一月五日）……四六三
（一七）興銀による株式担保の社債発行実現への努力（昭和十二年二月十六日『中外商業新報』）……四六三
（一八）金融評議会に於ける無担保社債排撃論（昭和十二年三月三日）……四六四
（一九）起債会社及び社債引受金融業者に対する非難（昭和十二年二月二十一日『東京朝日新聞』）……四六四

# 七　公社債業者の団体及び有価証券引受業法関係書類……四六五

## 一　全国証券業者大会

（一）全国証券業者大会を迎へて（大正十五年四月四日『山叶商会週報』第三百九十七号）……四六五
（二）第五回全国証券業者大会決議に関する要望（昭和三年四月二十二日）……四六七

## 二　全国公社債協会


(一) 商工大臣宛全国公社債協会創立祝賀会案内状（昭和十年五月九日）……四六九
(二) 全国公社債協会創立総会会員宛通知状（昭和十年五月十六日創立）……四七〇
(三) 全国公社債協会規約（昭和十年五月十八日創立）……四七一
(四) 全国公社債協会の税制改革案修正方要望（昭和十一年十月十四日）……四七二


## 三　証券引受会社協会


(一) 有価証券引受業法による免・認・許可申請書其他（昭和十三年八月一日申請、十一月二十二日認可、山一証券）……四七二
(二) 蔵銀第三千九十六号有価証券引受業営業免許（昭和十三年十月八日）……四七五
(三) 有価証券引受業関係認可書（昭和十三年十一月～昭和十七年九月）……四七五
(四) 蔵銀第三千四百十八号有価証券引受業法第四条但書の規定に依る業務認可（昭和十三年十一月二十二日）……四七六
(五) 社団法人証券引受会社協会定款（昭和十三年十一月十一日作成）……四七六
(六) 社団法人証券引受会社協会設立趣意書（昭和十三年十一月十一日）……四七八
(七) 社団法人証券引受会社協会設立許可申請書（昭和十三年十一月二十四日）……四七八
(八) 社団法人証券引受会社協会設立者集会決議録（昭和十三年十一月二十四日）……四七九
(九) 社団法人証券引受会社協会臨時総会決議録（昭和十三年十二月二十三日）……四七九
(一〇) 証券引受会社協会昭和十三年度事業報告書（昭和十四年三月末）……四八〇
(一一) 大蔵省・商工省の両方の認可を要する事項に付て先ず大蔵省の内認可を得て後両方の本認可を申請すべきこと（昭和十四年七月十一日　社団法人証券引受会社協会）……四八一
(一二) 引受業者の提出報告書統一の件で協議の呼びかけ（昭和十四年十一月二十五日　山一証券株式会社）……四八一
(一三) 蔵銀第三千七百七十号証券引受会社の貸出金に関する調査報告の通牒（昭和十四年十二月二十一日）……四八二
(一四) 証券引受会社協会第二回定時総会席上の日銀副総裁挨拶（昭和十五年四月二十三日）……四八三
(一五) 有価証券引受業法第四条但書の規定に依る業務許可（昭和十七年八月二十四日）……四八四
(一六) 証券引受会社より大蔵省及び商工省へ提出すべき業務報告書の作成について（昭和十四年十二月一日）……四八四
(一七) 銀行局調査課への日計表提出について（昭和十五年九月五日　証券引受会社協会）……四八四
(一八) 株式売却報告書に掲上すべき株式の銘柄省略方に関し銀行局調査課よりの申越（昭和十五年九月六日　証券引受会社協会）……四八五
(一九) 国債売却報告書一部改正の件（昭和十五年九月十八日　日本銀行営業局）……四八五
(二〇) 株式売却報告書に掲上を要しない業種の示達（昭和十五年十月十一日　証券引受会社協会）……四八五
(二一) 銀行局調査課による証券引受会社協会会員の沿革調査について（昭和十六年五月八日　証券引受会社協会）……四八五
(二二) 大蔵省への株式売却報告書の提出廃止通達（昭和十七年十一月二日　東京府有価証券業協会）……四八六

(二三) 山一証券株式会社沿革其他の調に関する件（昭和十六年五月十七日）……四八六
(二四) 証券引受会社の使用人員・同人件費調書他（昭和十七年三月十六日）……四八九

## 四　証券引受会社統制会

(一) 有価証券引受業の業態別統制会成立並に其の定款（抄録）（昭和十七年五月十八日大蔵省告示第二百六十三号）……四九〇
(二) 引受業付帯業務に就て（覚）（昭和十七年七月十日　山一証券株式会社）……四九〇
(三) 大蔵省及日本銀行提出書類目録（昭和十七年五月以降＊　山一証券文書課＊）……四九一
(四) 新規採用状況調（昭和十七年九月七日　山一証券株式会社）……四九二
(五) 大蔵省・日本銀行宛提出書類について（昭和十七年十月二十六日　証券引受会社統制会）……四九三
(六) 公社債及株式の経費調回答（昭和十七年十月二十六日　山一証券株式会社）……四九三
(七) 日銀引受国債等売却に要する経費調（昭和十七年十二月十四日　証券引受会社統制会）……四九四
(八) 日銀引受国債等売却経費調回答（昭和十七年十二月十六日　山一証券株式会社）……四九四
(九) 証券引受会社統制会へ提出の書類に対する三社（野村、藤本、山一＊）打合せ事項覚書（昭和十八年一月）……四九五
(一〇) 証券引受会社統制会昭和十七年度事業報告書（昭和十八年四月）……四九五
(一一) 公社債株式売買高回答（昭和十九年三月三日　山一証券株式会社）……四九七
(一二) 税制改正案中金融機関関係内容の要綱摘記（昭和十九年二月十四日　統資第二百三十八号　全国金融統制会）……四九七
(一三) 金融機関の保護預りに対する特別行為税課税について（昭和十九年二月十八日統資第二百四十二号　全国金融統制会）……四九九
(一四) 業務報告書中貸借対照表の記載に関し通知（昭和十九年三月十一日　統資第二百五十八号　全国金融統制会）……四九九
(一五) 有価証券銷却認容限度に関する件通牒（昭和十九年九月十一日統企第百五十二号　全国金融統制会）……五〇〇
(一六) 証券引受会社の業務報告について通牒（昭和二十年七月二十四日蔵融保第二百三十三号）……五〇〇

## 八　戦時下の公社債市場……五〇三

### 一　市場統制の進展

(一) 財政改善に関する意見（昭和八年一月二十六日　日本経済連盟会）……五〇三
(二) 日銀の公債売却政策不変表明（昭和九年八月一日）……五〇四
(三) 公債政策に関する高橋蔵相声明（昭和十年七月二十六日）……五〇四
(四) 売戻約款付にて国債買入に関する件（昭和十年十月二十八日　日本銀行）……五〇五
(五) 四分利公債売止めに関し日銀総裁談（昭和十一年三月十九日）……五〇六
(六) 五分利国庫債券の低利借替に関し蔵相談（昭和十一年四月七日）……五〇七
(七) 地方債発行に関する統制（昭和十一年十月二十日『中外商業新報』）……五〇七
(八) 内務省・大蔵省両省の地方債抑制通牒（昭和十二年九月十三日）……五〇八
(九) 小額公債の郵便局売出に関し大蔵省発表（昭和十二年十一月十九日）

……五〇八
（一〇）社債の応募、引受または募集の取扱方改正の件通牒（昭和十三年一月十八日　大蔵省銀行局長）……五〇九
（一一）社債見返りスタンプ手形制度の創設（昭和十三年十月十二日　日本銀行）……五〇九
（一二）商工省大蔵省告示第一号取引所法等に依る提出報告書を会社利益配当及資金融通令施行細則報告書に代え得ること（昭和十四年五月三十一日）……五一〇
（一三）日銀による公債買操作の積極化（昭和十五年四月十五日）……五一一
（一四）国債市価安定策としての「国債金融金庫」設立試案（昭和十五年八月六日　日本銀行＊）……五一二
（一五）昭和十五年十月政府作成の起債計画（昭和十五年十月）……五一三
（一六）社債引受シ団の社債消化促進協力項目（昭和十五年十月十五日）……五一三
（一七）東京府有価証券業協会設立趣意書（昭和十五年十一月七日）……五一四
（一八）東京府有価証券業協会設立同意書（昭和十五年十一月十二日　山一証券株式会社取締役社長木下茂）……五一五
（一九）証券引受会社の背負込社債の払込資金処理のこと（昭和十五年十一月）……五一五
（二〇）起債計画協議会の一員たる全国金融統制会の持った権限（昭和十七年五月二十三日設立）……五一六
（二一）昭和十七年度第三・四半期起債計画決定（昭和十七年九月二十五日起債計画協議会）……五一七
（二二）時局共同融資の発展と社債引受団の新構成（昭和十七年九月『全国金融統制会報』　相田岩夫）……五一七
（二三）証券引受会社統制会庶務担当者の協議会案内（昭和十七年十月三十日）……五一九
（二四）地方銀行の社債券特別引受に就て（昭和十七年十月『全国金融統制会報』　地方銀行統制会）……五一九
（二五）社債引受団の結成、変更の斡旋、承認（昭和十七年十月『全国金融統制会報』）……五二四
（二六）社債売却に関する件（昭和十七年十一月四日　全国金融統制会）……五二五
（二七）昭和十七年度第四・四半期起債計画決定（昭和十七年十二月二十四日　起債計画協議会）……五二五
（二八）社債引受団の拡大強化（昭和十七年十二月『全国金融統制会報』）……五二五
（二九）社債引受団結成の指導（昭和十八年二月『全国金融統制会報』）……五二六
（三〇）昭和十八年度第一・四半期起債計画決定（昭和十八年三月二十七日起債計画協議会）……五二六
（三一）起債計画の発展（昭和十八年五月『全国金融統制会報』　大蔵省理財局資金調整課長渡辺武）……五二七
（三二）昭和十八年度第二・四半期起債計画決定（昭和十八年六月二十二日起債計画協議会）……五三三
（三三）昭和十八年度第三・四半期起債計画決定（昭和十八年九月二十日起債計画協議会）……五三三
（三四）昭和十八年度第四・四半期起債計画決定（昭和十八年十二月二十四日　起債計画協議会）……五三四
（三五）昭和十九年度第一・四半期起債計画決定（昭和十九年三月二十七日起債計画協議会）……五三四
（三六）国債消化の強調月について（昭和十九年六月一日普第十一号　山一証券国債普及課）……五三五
（三七）昭和十九年度第二・四半期起債計画決定（昭和十九年六月二十六日起債計画協議会）……五三五
（三八）昭和十九年度第三・四半期起債計画決定（昭和十九年九月二十二日

起債計画協議会）……五三六
（三九）社債等登録制度利用普及の件に関し通牒（昭和十九年十一月三十日　統企第二百九号　全国金融統制会）……五三七
（四〇）昭和十九年九月起債協議会に於ける決定……五三九
（四一）社債前借金の規制と社債非常対策（昭和二十年一月『全国金融統制会報』　大蔵省理財局資金統制課長伊原隆）……五三九
（四二）起債計画に於ける消化区分（昭和十六年～二十年）……五四二
（四三）昭和二十年度第二・四半期の起債計画（昭和二十年六月＊　大蔵省）……五四二

## 一　債券販売の強化

（一）有価証券引受業法施行細則第十六条規定提出書類一覧（昭和十四年三月中　山一証券株式会社）……五四三
（二）公社債勧誘状（昭和十五年四月二十二日　山一証券株式会社）……五四四
（三）国債公社債売買勧誘状（昭和十六年二月二十日　山一証券株式会社）……五四七
（四）第二百六十二回北海道拓殖債券募集（昭和十六年五月　山一証券株式会社）……五四八
（五）確実有利な投資の御奨め（昭和十六年五月　山一証券株式会社）……五五〇
（六）証券投資のお奨め（昭和十六年六月　山一証券株式会社）……五五一
（七）割引興業債券のお奨め（昭和十六年十月三十一日　山一証券株式会社）……五五二
（八）国策投資のお奨め（昭和十七年三月十二日　山一証券株式会社）……五五三
（九）時局下有利確実な証券投資のお奨め（昭和十七年五月十五日　山一証券株式会社）……五五四
（一〇）二百三十億貯蓄は公社債を購入して免税の特典を御活用下さい（昭和十七年十一月二十一日　山一証券株式会社）……五五六
（一一）決戦下の貯蓄に政府保証戦時金融債券のお奨め（昭和十八年三月　山一証券株式会社）……五五八
（一二）資金運用に適した優良債券のお奨め（昭和十八年四月　山一証券株式会社）……五五八
（一三）所得税のかからない特典を活かしながら二七〇億貯蓄買徹に邁進しませう（昭和十八年八月十六日　山一証券株式会社）……五五九
（一四）高額所得者の資金運用に適した政府保証割引更生債券の妙味について（昭和十九年三月　山一証券株式会社）……五六〇

## 三　戦時債券取扱い

（一）支那事変と国債の郵便局売出し（昭和十二年十一月　大蔵省理財局）……五六〇
（二）報国債券の話（昭和十五年五月　預金部資金局）……五六四
（三）売出貯蓄・報国債券の取扱に関する決議（昭和十五年十一月二十九日　大阪府有価証券業協会役員会）……五七四
（四）事変債券の取扱について（昭和十六年三月十日　東京府有価証券業協会）……五七五
（五）貯蓄・報国債券及び事変債券売出取扱いについて決議（昭和十六年七月十一日　大阪府有価証券業協会理事会）……五七五
（六）国債及債券の売出事務移管に関する件（昭和十七年四月十三日貯第二百四十号　国民貯蓄奨励局長官）……五七八
（七）戦時債券買取委託契約書（昭和十八年四月　株式会社日本勧業銀行総裁西野元）……五七八
（八）戦時債券低価売買防止に関する件（昭和十八年四月十五日　大阪株式取引所一般並実物組合連合委員会）……五七九
（九）銀行買入指定価格以外での債券買入れについて（昭和十八年五月六日　大阪株式取引所一般・実物委員懇談会）……五八〇

(一〇) 有価証券業者の戦時債券取扱いに関し回章（昭和十八年五月二十七日　大阪府有価証券業協会）……五八〇
(一一) 国債証券、貯蓄債券及報国債券の価格指定に関する件通牒（昭和十九年六月二十六日蔵理第四千五百九十一号）……五八二
(一二) 第一回奨金付福券発行条件及売捌き取まとめ依頼（昭和十九年九月一日取統第三十七号　取引員統制会）……五八四
(一三) 福券申込要領（昭和十九年九月九日取統第四十四号　取引員統制会）……五八五
(一四) 「福券」引受の件（昭和十九年九月九日　東京取引員統制組合）……五八五
(一五) 福券売出価格について（昭和十九年九月十六日取統第四十七号　取引員統制会）……五八五
(一六) 第二回奨金付福券発行条件及び引受申込の件（昭和十九年十月十三日取統第六十八号　取引員統制会）……五八六
(一七) 第三回奨金付福券発行条件（昭和二十年二月十日取統第百四十一号取引員統制会）……五八六
(一八) 第一回勝札発行要領（昭和二十年五月二十四日取統第十八号　取引員統制会）……五八七
(一九) 臨時資金調整法に規定する証票に関する件（昭和二十年六月九日大蔵省令第五十二号）……五八八

四　戦時喪失債券

(一) 臨時資金調整法（抜抄）（第十四条ノ七並付則第二項）（昭和十九年二月十五日法律第十六号による追加）……五八八
(二) 戦時喪失無記名国債証券臨時措置法（昭和十九年二月十五日法律第十七号）……五八九
(三) 戦時喪失国債証券審査会官制（昭和十九年四月二十七日勅令第三百六号）……五九〇
(四) 戦時喪失無記名国債証券規則（昭和十九年四月二十七日大蔵省令第五十三号）……五九一
(五) 戦時喪失貯蓄債券等臨時措置規則（昭和十九年四月二十八日大蔵省令第五十五号）……五九五
(六) 戦時喪失国債証券審査会議事規則（昭和十九年九月二十六日決定）……六〇〇
(七) 戦時喪失無記名国債証券規則及戦時喪失貯蓄債券等臨時措置規則の運用に関する大蔵大臣諮問第一号（昭和十九年九月二十六日諮問）……六〇〇
(八) 戦時喪失無記名国債証券規則及戦時喪失貯蓄債券等臨時措置規則の運用に関する大蔵大臣諮問第二号（昭和十九年九月二十六日諮問）……六〇一
(九) 戦時喪失国債証券審査会運営方針に関する大蔵大臣指示（昭和十九年九月二十六日指示）……六〇一
(一〇) 戦時喪失国債証券審査会部会の議決に関する件（昭和十九年九月二十六日議決）……六〇一
(一一) 戦時喪失国債証券審査会会長指示事項（昭和十九年九月二十六日指示）……六〇一
(一二) 戦時喪失無記名国債証券規則及戦時喪失貯蓄債券等臨時措置規則の運用に関する大蔵大臣諮問に対する答申（昭和十九年十月六日答申）……六〇二

九　外貨債……六〇四

一　東京市仏貨公債訴訟

(一) セイヌ民事裁判所より東京市に対する訴状（千九百二十六年三月三十一日）……六〇四

(二)　東京市仏貨公債訴訟事件の経過（昭和六年五月　東京市電気局）……六〇六

一　外貨債処理

(一)　外貨証券受渡に関する掲示（昭和七年七月一日　東京株式取引所＊）……六一四
(二)　四分利付仏貨公債に付き資本逃避防止法関係の報告届出義務免除の申請書（昭和八年二月二十四日　東京・大阪株式取引所国債取引員組合）……六一四
(三)　本邦外貨証券の利札に付て（昭和十四年十一月二十七日蔵為外第二千百三十七号）……六一五
(四)　本邦外貨証券の利札に付て（昭和十四年十一月二十八日蔵為総第一万六千四百二十号）……六一六
(五)　本邦所在外貨邦債利札買入取扱人の指定（昭和十四年十二月六日蔵為総第一万七千三十号）……六一七
(六)　戦時債券の携帯輸入に関する処理について（昭和十四年十二月二十一日蔵為外第二千三百十号）……六一七
(七)　本邦外貨証券利札の輸出を原則不許可（昭和十五年一月二十五日財金第五十三号　台湾総督府財務局）……六一七
(八)　英貨仏国債利札の売却時期（昭和十五年五月二十八日蔵為総第七千八百三十二号）……六一八
(九)　本邦外貨債証券の利札売却について（昭和十六年二月二十四日蔵為外第三百三十号）……六一八
(一〇)　利払資金送金後の本邦内所在本邦外貨証券の利札取扱要綱（昭和十六年四月二十三日蔵為外第七百七十七号）……六一九
(一一)　本邦外貨証券の抽選当選証券措置要項（昭和十六年九月十八日外秘第三号　大蔵省為替局）……六一九
(一二)　利払資金送金後の本邦内所在外貨邦債利札取扱の件（昭和十六年九月二十九日蔵為外第三千百九十一号）……六二〇
(一三)　本邦外貨証券の抽選当選証券措置要項中一部改正（昭和十六年十月十一日外秘第四号　大蔵省為替局）……六二一
(一四)　戦時債券の支那よりの携帯輸入許可申請手続等簡略化に伴ふ事務取扱の簡素化（昭和十六年十月二十二日　日本勧業銀行事変債券発行部）……六二一
(一五)　外国為替管理法施行規則又は外国人関係取引取締規則の許可を要しない支払いについて（昭和十六年十二月二十七日蔵為総第一万九千四百十一号）……六二二
(一六)　本邦外貨債の内地邦貨払の件（昭和十六年十二月三十一日蔵為外第五号）……六二三
(一七)　大東亜戦争国債の売却処理について（昭和十七年二月六日蔵為総第九百三十六号）……六二三
(一八)　旧大同電力七分利付米貨社債の抽選当選証券の立替払に関する件（昭和十七年五月十八日決裁蔵為外第千三百八十八号）……六二三
(一九)　米貨及英貨表示本邦外貨債の処理に関する件（案）（昭和十七年五月三日　大蔵省為替局）……六二四
(二〇)　本邦米英貨債の処理に関する件（案）（昭和十七年九月二十八日　大蔵省）……六二七
(二一)　外貨債借換価格一覧表（昭和十八年一月　大蔵省外資局）……六二七
(二二)　外貨債処理法に基く借換国債発行規程（昭和十八年六月三十日大蔵省令第五十七号）……六二八

十　上場債券銘柄一覧……六三〇

一　上場物件審査標準等

(一)　国債長期取引上場物件審査標準（大正十四年十一月決定　東京株式

取引所）……六三〇
（二）国債実物取引上場物件審査標準（大正十四年十一月決定　東京株式取引所）……六三〇
（三）小額債券売買取引方法申合（昭和十八年七月十三日　日本証券取引所第三種取引員組合）……六三〇
（四）小額債券実物市場上場の認可（昭和十八年九月二十二日蔵理第八千七百七十九号）……六三一

# 二　投資信託

一　投資信託の誕生……六七一
（一）『戦時株式投資論――国民貯蓄形態としての株式――』（抄）（昭和十八年三月　服部文一）……六七一
二　藤本有価証券投資組合……六九九
（一）投資の革命――藤本有価証券投資組合の創成広告（昭和十二年七月十二日付『大阪朝日新聞』）……六九九
（二）藤本有価証券投資組合契約（抄）（昭和十二年七月十七日第一回組成）……七〇〇
（三）新春第一歩の御投資（昭和十三年一月一日『藤本金融証券週報』第十五号）……七〇一
（四）藤本有価証券投資組合に就て（昭和十三年一月八日『藤本金融証券週報』第十六号）……七〇二
（五）藤本有価証券投資組合第二十回加入者募集（昭和十三年三月十九日『藤本金融証券週報』第二十六号）……七〇三
（六）藤本有価証券投資組合第三十回加入者募集（昭和十三年八月二十七日『藤本金融証券週報』第四十九号）……七〇五
（七）藤本有価証券投資組合第四十回加入者募集要項（昭和十四年六月十七日『藤本金融証券週報』第九十号）……七〇五
（八）皇紀二千六百年記念投資――藤本有価証券投資組合第五十回加入者募集（昭和十五年三月二日『藤本金融証券週報』第百二十五号）……七〇六
（九）藤本有価証券投資組合第五十四回加入者募集（昭和十五年六月二十九日『藤本金融証券週報』第百四十二号）……七〇六
（一〇）有価証券投資組合の新規募集を中止する大蔵省指令（昭和十五年六月二十五日）……七〇七
（一一）藤本有価証券投資組合の機構刷新に就て社内達示（昭和十五年六月二十九日　藤本ビルブローカー証券専務取締役）……七〇八
二　上場債券銘柄一覧
（一）国債長期取引上場銘柄一覧表（大正十四～十五年＊　東京株式取引所国債取引員組合）……六三二
（二）大阪株式取引所債券長期上場銘柄一覧表（昭和三年九月調）……六三四
（三）債券実物取引上場銘柄一覧表（昭和二年～十二年　東京株式取引所）……六三五

三　戦時投資信託……七〇九


(一)　信託協会による「投資信託制度に関する調査報告」(抄)(昭和十五年十二月二十八日信託制度改善研究委員会に提出)……七〇九
(二)　信託協会による「投資信託実行案」(抄)(昭和十六年十月二十七日信託協会理事会で修正可決、二十八日に大蔵省当局に説明)……七〇九
(三)　投資信託業務創設に際し定款変更等の御届(昭和十六年十月＊　野村証券株式会社)……七〇九
(四)　野村の投資信託認可に関し大蔵次官談(昭和十六年十月二十九日発表)……七一〇
(五)　信託会社の投資信託案(昭和十六年十月二十九日『大阪毎日新聞』)……七一一
(六)　投資信託制度正式認可(昭和十六年十一月十四日　大蔵省)……七一一
(七)　大東亜共栄圏への発展をめざす——理想的投資「野村の投資信託」(昭和十六年末)……七一三
(八)　山一証券株式会社第三十回定時株主総会議事録(昭和十六年十二月二十六日)……七一五
(九)　信託協会による投資信託取扱要領(昭和十七年三月三十一日大蔵省に提出)……七一六
(一〇)　投資信託業務準備に当りて(昭和十七年五月　川島屋証券投資信託準備委員会)……七一六
(一一)　セールスマン制度の再検、代理店及至取次店設置の可否に関し答申(昭和十七年五月三十日　山一証券企画委員)……七一七
(一二)　日本投資信託創立(昭和十七年八月『全国金融統制会報』)……七一八
(一三)　他業兼業許可申請書(付・投資信託実行要項)(昭和十七年八月十九日　山一証券株式会社)……七一八
(一四)　山一の投資信託開始に就いて(昭和十七年八月二十六日　山一証券大神一)……七二一
(一五)　第一回川島屋第一次金銭信託契約証書・基本協定書・基本協定付属覚書・協定銘柄表(昭和十七年九月)……七二六
(一六)　証券引受会社五社の行ふ投資信託に関する業務の監督に関する件〔野村証券株式会社による契約証書を含む〕(昭和十七年九月四日大蔵省銀行局長)……七三〇
(一七)　第一回投資信託受益証券一口券ひな型(昭和十七年九月二十日　日本投資信託株式会社)……七三二
(一八)　第一回山一第一次投資信託約款(昭和十七年九月二十一日設定)……七三三
(一九)　投資信託開始に当って社員に通告(昭和十七年九月　山一証券常務取締役兼投資信託部長大神一)……七三五
(二〇)　五証券引受会社の投資信託認可(昭和十七年十月『全国金融統制会報』)……七三五
(二一)　投資信託に関する認可・許可承認書(昭和十七年九月～昭和十八年四月　山一証券に対するもの)……七三六
(二二)　投資信託事業に就て(昭和十七年十二月『全国金融統制会報』　証券引受会社統制会)……七四〇
(二三)　投資信託勘定内訳(昭和十八年一月～九月　山一証券株式会社)……七四四
(二四)　投資信託に割増金を付することの可否(タイトルのみ)(昭和十八年十一月九日)……七四八
(二五)　投資信託受益証券各期契約高報告(昭和十九年十月十六日　山一証券株式会社)……七四八
(二六)　投資信託に関する収支計算書(昭和十九年十一月六日　山一証券株式会社)……七四八
(二七)　野村の投資信託——結成から償還まで(昭和二十四年　野村証券株式会社)……七四九

四　満州投資証券株式会社……七五二
(一)　満州投資証券株式会社設立要綱（昭和十六年）……七五二
(二)　満州投資証券株式会社法（康徳八年満州国勅令第百四十七号＊）……七五二
(三)　満州投資証券株式会社定款（康徳八年六月二日制定、康徳九年四月十六日臨時株主総会改正）……七五四
(四)　外貨債売買及買入資金貸付契約書（第一次契約）（昭和十六年十二月二十四日　保険会社・満州投資証券株式会社）……七五六
(五)　満州投資証券株式会社第三回乃至第五回株式募集案内状（昭和十七年十月八日）……七五七
(六)　貸付金の株式払込に際し更改したる契約書（第二次契約）（昭和十七年十一月十六日保険会社・満州投資証券株式会社）……七五八
(七)　満州投資証券株式会社所有外貨債調（昭和十八年一月調）……七五八
(八)　満州投資証券株式会社外貨債関係貸付金調（昭和十八年一月調）……七五九
(九)　満州投資証券株式会社株主名簿（康徳十一年五月三十一日現在）……七六〇
(一〇)　満州投資証券株式会社第八期営業報告書（康徳十二年＝昭和二十年六月）……七六一
(一一)　満州投資証券株式会社保有株式に関する説明書（昭和二十年六月三十日現在）……七六三
(一二)　満州投資証券株式会社に関する措置に就き陳情書（昭和二十年九月満州投資証券）……七六四
(一三)　満州投資証券株式会社東京支社貸借対照表（昭和二十年九月三十日現在）……七六五

# 三　税制

一　流通税……七六七
(一)　株式取引所条例第十一章税額並納期（明治十一年九月三十日太政官布告第三十号）……七六七
(二)　米商会所株式取引所仲買人納税規則（明治十五年十二月二十七日太政官布告第六十五号）……七六七
(三)　株式取引所税額改正（明治十五年十二月二十七日太政官布告第六十七号）……七六八
(四)　米商会所株式取引所仲買人税金徴収方法（明治十六年三月十七日大蔵省達一番外）……七六八
(五)　米商会所株式取引所仲買人納税規則第四条ヘ但書追加（明治十六年八月九日太政官布告第二十八号）……七六九
(六)　米商会所条例中改正（明治十八年十一月二十八日太政官布告第三十六号）……七六九
(七)　米商会所並株式取引所収税規則（明治十八年十一月二十八日太政官布告第三十八号）……七六九
(八)　米商会所株式取引所税金徴収手続（明治十八年十二月二十六日大蔵

(九)　省達―無号）……七七〇
米商会所並株式取引所収税規則中米商会所税率改正（明治二十一年十一月十四日勅令第七十五号）……七七〇
(一〇)　非常特別税法（明治三十七年四月一日法律第三号）……七七〇
(一一)　非常特別税法に次ぐ増税案提出に際し陳情書（明治三十七年十二月株式会社大阪株式取引所他二十取引所）……七七一
(一二)　非常特別税法中改正の件（明治三十八年一月一日法律第一号）……七七二
(一三)　取引所税法改革論（明治四十二年六月　法学博士戸田海市）……七七三
(一四)　取引所仲買人の営業税に関する意見書（大正四年五月　原嘉道）……七八五
(一五)　取引所税法中改正の陳情書（大正十三年九月二十六日　全国取引所同盟連合会代表）……七八八
(一六)　印紙税法改正に関する件懇願書（大正十四年七月二十日　東京株式取引所実物取引員組合）……七八九
(一七)　取引税軽減の懇願書（大正十四年九月五日　全国株式取引員組合連合会）……七九三
(一八)　短期取引代引仮渡株に対する取引税免除の陳情書（大正十四年九月二十五日　全国株式取引員組合連合会）……七九四
(一九)　取引所税法改正等陳情事項（大正十四年十月二十一日　全国株式取引員組合連合会＊）……七九四
(二〇)　取引員課税に関する陳情書（大正十五年六月十八日　大阪株式取引所他五取引所取引員組合）……七九五
(二一)　印紙税法中改正の議につき陳情書（大正十五年十月十日　東京株式取引所実物取引員組合）……七九六
(二二)　短期取引代引代渡の取引税免除方懇願書（昭和二年二月三日　全国株式取引員組合連合会）……七九七
(二三)　支払猶予令時の乗替売買に限り取引税免除の陳情書（昭和二年四月二十八日　東京株式取引所・同一般取引員組合）……七九八
(二四)　支払猶予令時の乗換売買に係る取引税・取引所営業税免税の陳情書（昭和二年四月三十日　大阪株式取引所・同取引員組合）……七九八
(二五)　代引仮渡に伴ふ売買に対する取引所税法適用方の件（昭和二年五月一日間第二百二十三号　永代橋税務署長）……八〇〇
(二六)　取引員の課税標準額査定に関する陳情書（昭和二年六月十四日　大阪株式取引所取引員組合・大阪株式取引所）……八〇〇
(二七)　金輸出再禁止令公布前後の相場奔騰に因る総解合に関する手数料免除及び取引税額等について（昭和七年一月六日七商局第六号）……八〇一
(二八)　株式取引員営業に対する所得税その他に関する陳情書（昭和七年四月五日　全国株式取引員組合連合会）……八〇二
(二九)　馬場増税案に関する陳情書（昭和十一年七月二十八日　全国株式取引所連合会・全国株式取引員組合連合会）……八〇四
(三〇)　有価証券移転税等に関する陳情書（昭和十一年十月十九日　全国株式取引所連合会・全国株式取引員組合連合会）……八〇五
(三一)　取引税及財産税創設反対に関する意見（昭和十一年＊）……八〇六
(三二)　証券取引関係諸税に関する陳情書（昭和十二年二月五日　株式会社東京株式取引所・同取引員組合）……八〇七
(三三)　有価証券移転税及臨時租税増徴法案に対する修正意見（昭和十二年二月二十日　全国株式取引所及同取引員組合連合会）……八〇八
(三四)　「修正意見」中移転税法第十二条の適用に関し訂正を要する点（昭和十二年二月二十五日　株式会社東京株式取引所）……八一〇
(三五)　取引所取引税増率案―大蔵省の重大なる誤認を指摘す（昭和十二年二月　井手郷助述）……八一〇
(三六)　有価証券移転税法に関する大蔵省主税局国税課長松隈秀雄氏講演速記（昭和十二年三月三十日公布、四月一日施行）……八一四
(三七)　有価証券移転税課税・徴収に関する陳情書（昭和十二年五月三十一日　東京株式取引所取引員組合＊）……八三一
(三八)　取引所に於ける取引税に地方付加税を課し得るや否やの判定（昭和

十二年七月十九日　税務懇話会会長中村継男）……八三三
(三九)　取引税引上に付意見書（昭和十三年一月二十四日　全国株式取引員組合連合会）……八三四
(四〇)　米穀配給統制法第六十条に依る「取引所税法中改正」（昭和十四年四月十二日法律第八十一号）……八三五
(四一)　有価証券移転税法廃止の陳情書（昭和十四年八月　全国株式取引所連合会・全国株式取引員組合連合会）……八三五
(四二)　取引所税法施行規則中改正の件（昭和十四年九月三十日大蔵省令第四十四号）……八三六
(四三)　支那事変特別税法及臨時租税増徴法廃止の件（昭和十五年三月二十九日法律第五十号）……八三六
(四四)　取引所税法施行規則中改正の件（昭和十五年四月一日大蔵省令第十五号）……八三七
(四五)　取引所税法施行規則中改正の件（昭和十八年六月三十日大蔵省令第五十六号）……八三七

二　直接税……八三八

(一)　営業収益税法（大正十五年三月二十七日法律第十一号）……八三八
(二)　資本利子税に関する建議（大正十五年一月十一日　日本商工会議所）……八四〇
(三)　資本利子税新設の理由（大正十五年第五十一議会に於ける質問応答要領）……八四一
(四)　資本利子税法（大正十五年三月二十七日法律第十二号）……八四二
(五)　営業収益税法に関する陳情書（大正十五年四月二十二日　全国株式取引員組合連合会）……八四三
(六)　第一次税制整理に対する建議の中所得税に関する件（大正十五年十月十一日　日本商工会議所）……八四四
(七)　営業収益税法実施に関し陳情書（昭和二年二月三日　全国株式取引員組合連合会）……八四五
(八)　所得税法中改正促進に関する建議（昭和五年五月二十八日　日本商工会議所）……八四六
(九)　税制改正に関する建議（昭和六年一月　日本経済連盟会）……八四七
(一〇)　外貨債特別税に関し陳情書（昭和十二年一月九日　全国公社債協会）……八四九
(一一)　広田内閣の税制整理案要綱発表（昭和十一年九月二十二日　大蔵省）……八五〇
(一二)　税制改革に対する意見（昭和十一年十二月　日本経済連盟会）……八五一
(一三)　資本利子税法中改正法律案（昭和十二年三月）……八五三
(一四)　租税制度改革案（昭和十四年六月十二日）……八五四
(一五)　株式取得の必要経費控除規定に関し陳情書（昭和十四年十二月十三日　株式会社大阪株式取引所・同取引員組合）……八五四
(一六)　配当利子特別税法（昭和十五年三月二十九日法律第二十七号）……八五五
(一七)　税法改正事項取扱上注意の件（昭和十七年四月二日　全国金融協議会）……八五七

三　配当課税……八五九

(一)　法人配当課税改正に関する建議案（大正十四年十一月四日　日本商工会議所常議員会に提出）……八五九
(二)　所得税改正に関する件（株式配当を第一種所得に移すこと）（大正十四年十二月　商業会議所連合会）……八五九
(三)　株式配当金の源泉課税復旧に関し賛同を依頼（昭和四年五月　東京株式取引所取引員組合）……八六〇
(四)　第二回株式配当の源泉課税問題に関する委員会報告（昭和四年九月九日　委員長杉野喜精）……八六〇

(五)　第三回株式配当の源泉課税問題に関する委員会報告（昭和四年九月二十日　委員長杉野喜精）……八六一
(六)　株式配当課税法の改正に就て（源泉課税復活論）（昭和四年九月　株式会社山叶商会調査部）……八六一
(七)　株式の配当に対する源泉課税復旧の必要（昭和四年十月　東京株式取引所理事長満欽司）……八七〇
(八)　配当金の課税改正に関する建議（昭和四年十二月一日　日本商工会議所）……八七四
(九)　株式配当金課税方法に関する意見書（昭和五年一月　大阪株式取引所取引員組合）……八七四
(一〇)　配当金の課税改正に関する件（昭和五年四月十五日　広島商工会議所）……八七六
(一一)　株式の配当に対する源泉課税復旧の必要（昭和五年四月　全国株式取引所・同取引員組合連合会）……八七七
(一二)　配当課税問題に関する参考資料（昭和五年四月　東京商工会議所）……八七九
(一三)　株式配当課税方法に関し陳情書（昭和六年七月二日　全国株式取引所連合会）……八九三
(一四)　株式配当所得に関する税法改正案に付て陳情書（昭和六年十月十日　株式会社大阪株式取引所他）……八九四
(一五)　株式配当課税に関する陳情書（昭和十三年六月三十日　東京株式取引所取引員組合・東京株式取引所）……八九五
(一六)　株式配当金の課税制度について陳情書（昭和十三年九月二十七日　全国株式取引所連合会・全国株式取引員組合連合会）……八九六
(一七)　配当課税問題に就て――高橋亀吉氏講演（昭和十三年十二月『商工資料』第七十五号　東京商工会議所）……八九六
(一八)　利益配当税の改正に就て（昭和十四年五月一日　社団法人税務懇話会調査部）……九〇六

## 四　清算取引差益課税……九〇八

### 一　昭和六年愛知県

(一)　清算取引売買差益金に対する愛知県の新税案に反対の陳情書（昭和六年十一月　株式会社名古屋株式取引所・同一般及び短期取引員組合）……九〇八
(二)　清算取引の差益金課税に対する愛知県の新税案に反対の陳情書（昭和六年十一月十七日　全国株式取引所連合会幹事・同株式取引員組合連合会委員組合）……九一〇
(三)　名古屋株式取引所の株主宛通知状（昭和六年十一月十九日）……九一二
(四)　名古屋株式取引所の株主集会経過（昭和六年十一月二十一日）……九一二
(五)　清算取引差金取得税反対の声明書・理由書（昭和六年十一月二十二日　株式会社名古屋株式取引所・同一般、短期取引員組合）……九一三
(六)　清算取引差金取得税に対する反対決議（昭和六年十一月二十四日　名株市場代理人会）……九一五
(七)　差金取得税反対運動の経過報告（昭和六年十一月二十五日　株式会社名古屋株式取引所理事長後藤新十郎）……九一五
(八)　差金取得税反対の決議書（昭和六年十一月二十五日　名古屋株式取引所従業員大会）……九一六
(九)　取引所税法に関する鑑定書（昭和六年十一月二十五日　弁護士法学博士清瀬一郎）……九一六
(一〇)　新税反対に関する本日の運動経過（昭和六年十一月二十六日　株式会社名古屋株式取引所理事長後藤新十郎）……九一七
(一一)　新税反対運動に関する本日の経過（昭和六年十一月二十七日　株式会社名古屋株式取引所理事長後藤新十郎）……九一八
(一二)　差金取得税反対運動に関する経過（昭和六年十一月二十九日　株式会社名古屋株式取引所理事長後藤新十郎）……九一八

(一三) 清算取引差金取得税反対の決議及び理由（昭和六年十二月二日　東京商工会議所・日本商工会議所）……九一八
(一四) 差金取得税に就て（昭和六年十二月十五日　浅井桂治述）……九一九
(一五) 差金取得税に関する質疑応答録（昭和六年十二月　愛知県会市部会）……九二四
(一六) 県会雑感（昭和六年　名古屋株式取引所顧問弁護士山田茂三）……九五八
(一七) 差金取得税修正可決の報告と反対運動貫徹の挨拶（昭和六年十二月二十四日　名古屋株式取引所後藤新十郎）……九五九
(一八) 差金取得税阻止運動に関する其後の経過報告（昭和六年十二月二十五日　株式会社名古屋株式取引所）……九六〇
(一九) 株式差益税に関する件（昭和七年一月八日　名古屋商工会議所会頭伊藤次郎左衛門）……九六〇
(二〇) 清算取引差金取得税に関する陳情書（昭和七年一月十四日　株式会社名古屋株式取引所・同一般・短期取引員組合）……九六一
(二一) 清算取引差金取得税反対の陳情書（昭和七年二月一日　全国株式取引所連合会幹事・同株式取引員組合連合会委員組合）……九六二

一　昭和八～九年東京市

(一) 取引所差益税（昭和八年八月二十四日『東京日日新聞』）……九六三
(二) 東京市会に提出予定の差金取得税要綱（昭和九年二月提出予定）……九六三
(三) 取引所に於ける売買取引差益金に対する課税問題と取引所税法第二十二条の規定の解釈（昭和九年二月＊　東京株式取引所＊）……九六四

三　戦時課税

(一) 東京株式取引所一般及び実物取引員組合連合委員会議事録（昭和十七年一月五日）……九六七
(二) 東京株式取引所一般及び実物取引員組合委員会議事録（昭和十七年一月六日）……九六七
(三) 東京株式取引所一般及び実物取引員組合委員会議事録（昭和十七年一月十三日）……九六七
(四) 株式清算所得への課税について（昭和十七年五月　山一証券株式会社調査課）……九六七
(五) 株式清算取引所得差益税実施要綱中一部変更通知（昭和二十年四月四日　大阪取引員統制組合）……九六九